## 第8回における論点

## I 対象疾病について

## 1 重篤な心不全等の取扱い

不整脈による心不全症状や脳虚血症状について、「心停止(心臓性突然死を含む。)」 とは区分して対象疾病に掲げることについて、どのように考えるか。

その際、先天性心疾患等を有する労働者について、その病態が安定しており、直ちに重篤な状態に至るとは考えられない場合であって、業務による明らかな過重負荷によって著しく重篤な状態に至ったと認められる場合には、業務と発症との関連が認められると考えられることも踏まえ、不整脈によらない重篤な心不全についても整理する必要があるか。

### 2 解離性大動脈瘤

現行認定基準における「解離性大動脈瘤」の表記を修正することについて、どのように考えるか。

## 3 その他の関連する疾病の取扱い

対象疾病としては列挙しない疾病について、対象疾病と同様の考え方により業務起因性の判断ができる場合があること等に関し、どのように整理することが適当か。

### Ⅱ 評価期間等について

### 1 評価期間

現行認定基準における3つの要件ごとの評価期間について、維持することが適当ではないか。

なお、現行認定基準において、発症前おおむね6か月より前の業務については、 疲労の蓄積に係る業務の過重性を評価するに当たり、付加的要因として考慮するこ ととされており、これについても維持することが必要ではないか。

## 2 業務による過重な負荷と発症との時間的関連

一般的に、業務による過重な負荷と発症との関連を時間的にみた場合、発症に近ければ近いほど影響が強いものと考えてよいか。

これを踏まえ、長期間の過重業務の判断において、発症に近接した時期に一定の 負荷要因(心理的負荷となる出来事等)が認められる場合には、それらの負荷要因 についても十分に検討する必要があると考えてよいか。

その他、過重な負荷と発症との時間的関連について、整理すべき事項があるか。

## Ⅲ 過重負荷の判断について

### 1 異常な出来事

異常な出来事とは、「当該出来事によって急激な血圧変動や血管収縮を引き起こし、その結果、脳・心臓疾患を発症したことが医学的にみて妥当」なものと解されているが(平成13年12月12日付け基補発第31号)、その旨を認定基準上明確にすることが適当ではないか。

また、精神的負荷、身体的負荷、作業環境の変化に関するそれぞれの出来事の定義について、修正すべき点はないか。

さらに、これらの出来事について、検討の視点や業務と発症との関連性が強いと判断できる場合の具体例を認定基準上明らかにし、明確化、具体化を図ることが適当ではないか。

### 2 短期間の過重業務

## (1) 労働時間

短期間の過重業務における労働時間について、検討の視点や業務と発症 との関連性が強いと判断できる場合の具体例を認定基準上明らかにし、明確 化、具体化を図ることが適当ではないか。

### (2) 労働時間以外の負荷要因

労働時間以外の負荷要因及びその検討の視点については、長期間の過重 業務と同様に考えてよいか。ただし、作業環境については、短期間の過重 業務の判断において重視し、長期間の過重業務においては付加的に考慮す るとすることが適当ではないか。

また、短期間の過重業務における労働時間以外の負荷要因について、業務と発症との関連性が強いと判断できる場合の具体例を明らかにすることができないか。

## I 対象疾病について

具体的な論点		参考事項
A 重篤な心不全等の取扱いについて、どのように考える	るか。	
A 1 不整脈による心不全症状や脳虚血症状につい 突然死を含む。)」とは区分して対象疾病に掲げ ア 不整脈による重篤な心不全について対象疾病に るか。 イ 心不全の重篤性について、どのように考えるか ウ 脳虚血症状について、脳梗塞に含めて整理する	いて、「心停止(心臓性 ずることが必要か。 に位置付ける必要があ い。	現行認定基準 平成8年1月22日付け基発第30号で対象疾病としていた「不整脈による突然死等」は、不整脈が一義的な原因となって心停止又は心不全症状等を発症したものであることから、「不整脈による突然死等」は、前記第2の2の(3)の「心停止(心臓性突然死を含む。)」に含めて取り扱うこと。  平成8年1月22日付け事務連絡第3号 「不整脈による突然死等」とは、具体的には、心室細動や心室静止等の致死的不整脈による心停止、又は心室頻拍、心房頻拍、心房粗・細動等による心不全症状あるいは脳虚血症状などにより死亡又は療養が必要な状態になったものを対象とするものである。
A 2 不整脈によらない重篤な心不全(特に、基礎全)について、どのように考えるか。 (第6回における議論) 先天性心疾患等を有していても、その症状が安定な状態に至るとは考えられない場合であって、業務荷によって著しく重篤な状態に至ったと認められるとの関連が認められることについて、おおむね合意	こしており、直ちに重篤 所による明らかな過重負 り場合には、業務と発症 気が得られた。	平成7年認定基準 先天性心疾患等(高血圧性心疾患、心筋症、心筋炎等を含む。)を有する場合は、これらの心臓疾患が原因となって慢性的な経過で増悪し、又は不整脈等を併発して死亡等の重篤な状態に至ることが多いので、単に重篤な状態が業務遂行中に起こったとしても、直ちに、業務と発症との関連を認めることはできない。 しかしながら、先天性心疾患等を有していても、その病態が安定しており、直ちに重篤な状態に至るとは考えられない場合であって、業務の明らかな過重負荷によって急激に著しく重篤な状態に至ったと認められる場合には、業務と発症との関連が認められる。 したがって、先天性心疾患等を有する場合には、先天性心疾患等の疾患名、その程度及び療養等の経過を十分調査の上、本認定基準によって判断して差し支えない。 ※ 平成13年検討会報告書においても、上記の考え方を引用。

〇 関連するICD-10の記載は下記のとおり。 I 71 大動脈瘤及び解離 Aortic aneurysm and dissection I71.0 大動脈の解離 [各部位] 解離性大動脈瘤(破裂性) 「各部位] I 71.1 胸部大動脈瘤, 破裂性 I71.2 胸部大動脈瘤, 破裂の記載がないもの B 現行認定基準における「解離性大動脈瘤」の表記を修正することに I 71.3 腹部大動脈瘤. 破裂性 171.4 腹部大動脈瘤、破裂の記載がないもの ついて、どのように考えるか。 I 71.5 胸腹部大動脈瘤. 破裂性 I71.6 胸腹部大動脈瘤, 破裂の記載がないもの I71.8 部位不明の大動脈瘤, 破裂性 大動脈の破裂NOS I71.9 部位不明の大動脈瘤. 破裂の記載がないもの 動脈瘤 拡張大動脈 硝子様くヒアリン>えく

- C その他の関連する疾病についてどのように整理することが適当か。
  - C 1 対象疾病としては列挙しない疾病について、対象疾病と同様の考え 方により業務起因性の判断ができる場合があることから、例えば、次の とおり整理してはどうか。

対象疾病以外の体循環系の各動脈の閉塞又は解離については、発生原因が様々であるが、(脳・心臓疾患の認定基準の)基本的考え方により業務起因性の判断ができる場合もあることから、これらの疾病については、基礎疾患の状況や業務の過重性等を個別に検討し、対象疾病と同様の経過で発症し、業務が相対的に有力な原因であると判断できる場合には、業務に起因することの明らかな疾病として取り扱う。

なお、たこつぼ心筋症については、精神的・身体的なストレスを 受けた後に発症したとする報告がみられるところであるが、請求・ 決定例がなく事案の蓄積を待つ必要があり、将来的な検討課題とし てはどうか。

- 〇 裁判例・過去の支給決定事例において、個別に検討の上、業務起因性を認めた疾病
- 左下肢動脈急性閉塞、S状結腸壊死(裁判例)
- 上腸間膜動脈塞栓症(裁判例)
- 右網膜中心動脈閉塞症(認定例)
- 椎骨動脈解離(認定例)

〇たこつぼ心筋症 (たこつぼ心筋障害)

- ・1990年、佐藤らによって報告された病態で、収縮期左室造影像が「たこつぼ(入口が狭く奥が広い形)」に似ていることから名づけられた。
- ・高齢の女性に多く発症し、胸痛や心不全など急性心筋梗塞のような症状を呈するが、冠動脈の狭窄はみられない。多くの例で2週間以内に心筋障害像は消失し、予後も一般的に良好である。
- ・原因としては精神的・身体的ストレスが考えられており、2004年の新 潟県中越地震、2011年の東日本大震災では被災者に発症者が増加した。

(病気がみえるvol.2 循環器 第4版、医療情報科学研究所編、2017)

C2 肺塞栓症については、動脈硬化等を基礎とする対象疾病とは発症機序が異なることから、業務による座位等の状態及びその継続の程度等が、深部下肢静脈における血栓形成の有力な要因であったといえる場合に、「その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病」として引き続き労災認定を行うことが適当ではないか。

肺塞栓症、深部下肢静脈血栓症については、業務による座位等の状態 及びその継続の程度等が、深部下肢静脈における血栓形成の有力な要因 であったといえる場合に「その他身体に過度の負担のかかる作業態様の 業務に起因することの明らかな疾病」(※)として労災認定を行ってい る。

(※) (労働基準法施行規則別表第1の2第3号5) 1から4までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他<u>身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな</u>疾病

## Ⅱ 評価期間等について

具体的な論点	参考事項
現行認定基準における要件ごとの評価期間について、維持すること が適当ではないか。	
A1 下記の要件ごとの評価期間について、どのように考えるか。  〇異常な出来事:発症直前から前日までの間  〇短期間の過重業務:発症に近接した時期(発症前おおむね1週間)  〇長期間の過重業務:発症前の長期間(発症前おおむね6か月間)	医学的知見:参考資料(p9~)参照 - 異常な出来事に相当する疫学調査では、発症時及びその直前の調査が多い - 短期間の過重業務に相当する疫学調査では、発症前1日~14日間の調査がみられる - 長期間の過重業務に相当する疫学調査では、4週間~10年以上の負荷を調査しているものがあるが、概括的な状況の把握にとどまるものが多い。症例報告では、発症1か月~7か月前の状況が報告されているものがみられた。  裁判例:第3回検討会資料6 異常な出来事 B2、B3、B4、B5、B7、B9、B17 短期間の過重業務 A6、B1、B3、B6、B7、B13、B19、B22 長期間の過重業務 A6、A11、B6、B11、B18、B20、B22、B23等
【長期間の過重業務の評価期間に関する考え方】 A2 上記A1に加え、発症前おおむね6か月より前の業務については、疲労の蓄積に係る業務の過重性を評価するに当たり、付加的要因として考慮することとされており、これについても維持することが適当ではないか。	<ul> <li>裁判例:第3回検討会資料6</li> <li>一部の裁判例では、発症前おおむね6か月より前の業務についても、発症前おおむね6か月の業務と合わせて評価の対象としている。(B11、B18、B20)</li> <li>現行認定基準</li> <li>発症前おおむね6か月より前の業務については、疲労の蓄積に係る業務の過重性を評価するに当たり、付加的要因として考慮すること。</li> </ul>
【短期間の過重業務の評価期間に関する考え方】 A3 上記A1に加え、短期間の過重業務の判断に当たって、発症前1か月間より相当短い期間のみに過重な業務が集中し、それより前の業務の過重性が低いために、長期間の過重業務とは認められないような場合には、発症前1週間を含めた当該期間に就労した業務の過重性を評価し、それが特に過重な業務と認められるときは、短期間の過重業務として認める取扱いについて、認定基準上明確にすることが適当ではないか。	平成13年12月12日付け基補発第31号 38号通達(※平成7年認定基準)では、業務の過重性の評価に当たって、発症前1週間より前の業務については、この業務だけで血管病変等の急激で著しい増悪に関連したとは判断し難いとして、発症前1週間以内の業務が日常業務を相当程度超える場合には、発症前1週間より前の業務を含めて総合的に判断することとされていたが、今回の改正において、長期間にわたる疲労の蓄積が評価の対象に加えられたことに伴い、発症前1週間より前の業務については、長期間の負荷として評価することとする。しかしながら、長期間の過重業務の評価期間が、発症前1か月間以上の期間を対象とすることから、例えば、発症前2週間以内といった発症前1か月間より相当短い期間のみに過重な業務が集中し、それより前の業務の過重性が低いために、長期間の過重業務とは認められない場合がある。このような場合には、発症前1週間を含めた当該期間に就労した業務の過重性を評価し、それが特に過重な業務と認められるときは、1063号通達の第3の(2)の認定要件を満たすものとして取り扱って差し支えない。

B 過重な負荷と発症との時間的な関係性について、どのように考えるか。 B1 一般的に、業務による過重な負荷と発症との関連を時間的にみた場合、 発症に近ければ近いほど影響が強いものと考えてよいか。 〇昭和62年の「過重負荷による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の取扱いに関 【短期間の過重業務】 する報告書」において、 B2 上記B1を踏まえ、短期間の過重業務の判断に当たっては、 発症に最も密接な関連性を有する精神的、身体的負荷は、発症前約24時間 ① 発症に最も密接な関連性を有する業務は、発症直前から前日までの間の 以内のものであると考えられる。したがって、この間の業務が特に過重か否かが 業務であるので、まず、この間の業務が特に過重であるか否かを判断する 最も重要である ② 上記①の業務が特に過重であると認められない場合、発症前おおむね1週 ・ 次に重要な負荷は、発症前1週間以内の精神的、身体的負荷である。この期 間以内の業務が特に過重であるか否かを判断する 間、日常業務に比較して特に過重な業務には至らないまでも、過重な業務が継 |続すると、血管病変等の著しい増悪が引き起こされることとなる とされており、引き続きこの取扱いを維持することが適切と考えてよいか。 ことが示されている。 【長期間の過重業務】 B3 長期間の過重業務の判断に当たって、発症に近接した時期に一定の負荷 裁判例:第3回検討会資料6 B6、B13、B19、B22 ・ 発症前1~6か月の過重業務を評価するとともに、発症に近接した時期の負 要因(心理的負荷となる出来事等)が認められる場合には、それらの負荷要 因についても十分に検討する必要があると考えてよいか。 |荷についても考慮し、業務の過重性を認めた事案が散見される。 例えば、勤務で相応に疲労を蓄積していたという身体的負荷を背景として、業 一次を対の蓄積に加え急性の負荷を引き金として発症する場合があることから、 |務上遭遇した異常な出来事(発症5日前の上司からの一方的な叱責と決裁拒 長期間の過重業務の判断において、短期間の過重業務(発症に近接した時期 |否)による強度の精神的負荷が、被災者が有していた血管病変等をその自然の の負荷)についても総合的に評価すべき事案があることを、認定基準上明らか |経過を超えて急激に悪化させたとしたものがある(B19)。 にしてはどうか。 |裁判例:第3回検討会資料6 【長期間の過重業務】 ・ 発症前おおむね6か月の業務について、発症前1~3か月の時間外労働は B4 長期間の過重業務の判断に当たって、発症に近い時期の負荷が小さく、 |短くなったが、当該時期も精神的緊張を伴う業務であることと発症前4~6か月 発症から離れた時期の負荷が大きい場合には、どのように考えるべきか。 の極めて長い時間外労働(月86時間~126時間)を評価して、業務の過重性を 認めた例がある(B23)

### 平成13年 脳・心臓疾患の認定基準に関する専門検討会報告書(抜粋)

#### V 業務の過重性の評価

- 1 過重負荷の考え方
- (1) 過重負荷の考え方

脳・心臓疾患は、血管病変等の形成、進行及び増悪によって発症する。

この血管病変等の形成、進行及び増悪には、主に加齢、食生活、生活環境等の 日常生活による諸要因や遺伝等の個人に内在する要因(以下「基礎的要因」とい う。)が密接に関連する。

すなわち、脳・心臓疾患は、このような基礎的要因による生体が受ける通常の 負荷により、長年の生活の営みの中で、徐々に血管病変等が形成、進行及び増悪 するといった自然経過をたどり発症するものであり、労働者に限らず前記Ⅱでみ たように一般の人々にも数多く発症する疾患である。

しかしながら、加齢や日常生活などにおける通常の負荷による血管病変等の形成、進行及び増悪という自然経過の過程において、業務が血管病変等の形成に当たって直接の要因とはならないものの、業務による過重な負荷が加わることにより、発症の基礎となる血管病変等がその自然経過を超えて著しく増悪し、脳・心臓疾患が発症する場合があることは医学的に広く認知されている。

現行認定基準においては、業務の過重性の評価に当たって、脳・心臓疾患の発症に近接した時期における業務量、業務内容等を中心に行っているが、最近では、脳・心臓疾患の発症に影響を及ぼす負荷として、脳・心臓疾患の発症に近接した時期における負荷のほか、「長期間にわたる業務による疲労の蓄積」も認識されるようになってきた。そのため、発症に近接した時期のみでなく、発症前の長期間にわたる業務の過重負荷に由来する疲労の蓄積についても考慮すべきである。ただし、業務による疲労の蓄積の評価については、主観的な訴えが中心となること、しかも業務以外の要因が疲労の蓄積に関与することも少なくないこと等から、定量的かつ客観的に判断することが難しいが、より客観的に評価するためには、労働時間の長さや、就労態様を具体的かつ客観的に把握し、総合的に判断する必要がある。

なお、事務、営業、販売、工場労働、屋外労働(建設作業)等において、日常 業務に従事する上で受ける負荷は、通常の範囲内にとどまり、血管病変等の自然 経過を超えて著しく増悪させるものではないので、業務の過重性の評価に当たっ て考慮する必要はないであろう。

(2) 過重負荷と脳・心臓疾患の発症

(1)の考察から、「過重負荷」とは、医学経験則に照らして、脳・心臓疾患の 発症の基礎となる血管病変等をその自然経過を超えて著しく増悪させ得ることが 客観的に認められる負荷と定義できる。

そして、業務による過重負荷と脳・心臓疾患の発症のパターンは、現在の医学

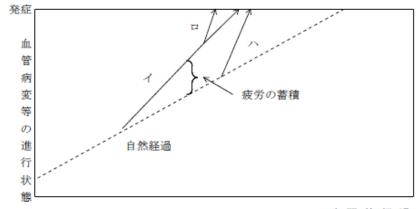
的知見からみて次のように考えられる(図5-1)。

- ① イに示すように長時間労働等業務による負荷が長期間にわたって生体に加わることによって疲労の蓄積が生じ、それが血管病変等をその自然経過を超えて著しく増悪させ発症する。
- ② ①の血管病変等の著しい増悪に加え、ロで示される発症に近接した時期の業 務による急性の負荷を引き金として発症する。
- ③ ハに示すように現行認定基準における急性の過重負荷を原因として発症する。

このパターンのうち、当専門検討会で最も重視したものは、②に示したパター ンである。

このような業務による脳・心臓疾患発症のパターンを念頭に置きつつ、業務の 過重性を総合的に考察した上で、業務による明らかな過重負荷を発症前に受けた ことが認められ、このことが原因で脳・心臓疾患を発症した場合は、業務起因性 が認められると判断できる。

なお、疲労の蓄積の解消や適切な治療によって、血管病変等が改善するとする 報告<sup>1)~71</sup>があることに留意する必要がある。



時間的経過

- イ業務に関連する疲労の蓄積による血管病変等の著しい増悪を示す。
- ロ 業務に関連する急性の負荷による発症の誘発を示す。
- ハ 業務に関連する急性の過重負荷による発症を示す。

図5-1 発症に至るまでの概念図

- 87 -

- 86 -

## 脳・心臓疾患の発症前の要因と調査期間に関する報告(疫学調査)

区分 (調査項目)	報告 書 No.	調査期間 (発病前)	疾病	調査対象	調査方法	結果	有意性	著者名	年次
異常な出来	と事								
精神的緊張 身体的負荷	30	当該業務中の突然死	心臓性突然死	米国で1984〜2010年にか けて勤務中に発生した警察 官の心臓性突然死441例	症例分布研究	法律を執行する業務のうち、被疑者の拘束・口論中は34-69倍、被疑者追跡中は32-51倍、肉体トレーニング中は20- 23倍、救急医療・救助活動中は6-9倍と有意に相対危険度が高かった。	あり	Varvarigou V et al.	2014
交替•深夜 精神的緊張	27	当該業務中の突然死	心臓性突然死 (SCD)		動的コホート研究	SCDの最大の原因は虚血性心疾患で、IRは18.1/100,000人年であった。 低リスク業務、高リスク業務中の発生率はそれぞれ11.0、38.3/100,000人年であり、高リスク業務中には約3倍高くなる。	あり	Farioli A et al.	2015
精神的緊張 身体的負荷	31	当該業務中及び通報 帰還時の突然死	心臓性突然死 (SCD)		後ろ向きコホート研究	緊急業務は非緊急業務に比べてSCDとの関連が高く、その相対危険度は、消火活動(22.1、95%Cl: 14.8-32.9)、緊急通報対応(2.6、95% Cl: 1.5-4.6)、緊急通報からの帰還(4.1、95% CI=2.7-6.2)、訓練(4.8、95% Cl: 3.2-7.2)であった。心血管疾患の発症がある場合、さらにリスクは高くなる。	あり	Farioli A et al.	2014
精神的緊張 身体的負荷	55	当該業務中及び通報 復帰時の突然死	冠状動脈性心疾患	米国における消防士(1994~2004年のデータを解析)	症例対照研究	冠状動脈性心疾患の死亡者の割合は、消火作業(32.1%)、通報への対応(13.4%)、通報からの復帰(17.4%)、身体訓練(12.5%)、非火災緊急事態への対応(9.4%)、非緊急業務(15.4%)であった。非緊急業務における死亡率(OR)を1とし比較すると、消火作業(自治体OR 53、95%CI: 40-72、大都市OR 12.1、95%CI: 9.0-16.4、国家OR 136、95%CI: 101-183)、通報への対応(自治体OR 7.4、95%CI: 5.1-11、大都市OR 2.8、95%CI: 1.9-4.0、国家OR14.1、95%CI: 9.8-20.3)、通報からの復帰時(自治体OR 5.8、95%CI: 4.1-8.1、大都市OR 2.2、95%CI: 1.6-3.1、国家OR10.5、95%CI: 7.5-14.7)、身体訓練時(自治体OR 5.2、95%CI: 3.6-7.5、大都市OR 2.9、95%CI: 2.0-4.2、国家OR 6.6、95%CI: 4.6-9.5)であった。冠動脈性心疾患による死亡のリスクは、非緊急業務より緊急業務の方が著しく高かった(緊急事態でない時の約10-100倍リスクが高い)。緊急業務のうち、特に消火作業が最も高いリスクを示した。	あり	Kales SN et al.	2007
精神的緊張	110	当該業務中及び通報 帰還時の突然死	心臓性突然死 (SCD)	米国における消防士の心臓性突然死(SCD)と消火作業等の緊急活動との関連についての研究事例	総説	消火活動中のSCDの相対危険度は、非緊急業務中のSCDの10-100倍に達する(Kale SN et al 2007)。 消火活動後の「緊急通報からの帰還」においてもSCDの相対危険度は2-10倍高い(Soteriades ES et al 2011、Geibe JR et al 2008)。 業務中の心血管疾患(CVD)は、概ね以下の要因を1つ以上保有する人に発生する。 ①CVDの診断歴がある ②何らかの構造的な心疾患を有する(多くは死亡前には判明せず) ③CVD危険因子又は虚血性心疾患を有する SCDの解剖所見では、左室肥大/心肥大を伴う冠動脈アテローム性動脈硬化がしばしば認められる(Yang J et al 2013)。	あり	Kales SN & Smith DL	2014
身体的負荷	56	軍事訓練中の突然死	突然死	米国で1997~2001年に発 生した女性兵士(平均19歳) の軍事訓練中の突然死15 例	横断研究	突然死15例のうち13例(81%)は心疾患を原因とし、8例(53%)は、心臓に病理学的に異常がなかったが不整脈による突然死を起こし、2例(13%)では冠動脈系の異常が認められた。アフリカ系米国人の死亡率は、非アフリカ系に比べて有意に高かった(リスク比 10.2、p<0.001)。		Eckart RE et al.	2006
高温 身体的負荷	115	発症の直前の作業環 境	急性心臟事象	1998~2009年に報告された ポーランドの航海船におけ る急性心臓事象30例	記述疫学研究	喫煙、肥満、高血圧、炭水化物代謝疾患(糖尿病等)等事象リスクを高める要因を有する死亡者が多かった。上記要因に加えて、事象1-4時間前に、等尺性又は等張性の運動(作業)に従事することが心突然事象と有意に関連していた。		Wójcik– Stasiak M et al.	2011
精神的緊張身体的負荷	57	直前	心筋梗塞死亡 死			12例のうち11例については、業務中の活動内容が労災の基準に合致せず、心筋梗塞は内因性のものと判断された。1例については、悪天候(降雪、強風)のもとで肉体的に過酷な業務(長距離の歩行、休憩なしの長時間作業が行なわれ、心理的ストレス(町の除雪作業に対する責任)も重なったことから、業務が心筋梗塞発症の原因になったと判断された。		Bloch- Bogusł awska E et al.	2006
身体的負荷	116	3時間の訓練前後	動脈壁硬化	米国の消防士69人(平均28 ±1歳)を対象		実火災体験型施設での3時間の訓練の前後で以下の各指標で有意な変化(増加と減少)が見られた。増加:大動脈拡張期の血圧、心拍数、脈波増大係数、脈波伝播速度、前腕反応性充血、前腕血流。減少:大動脈血圧、脈圧波反射タイミング	あり	Fahs CA et al.	2011

区分 (調査項目)	報告 書 No.	調査期間 (発病前)	疾病	調査対象	調査方法	結果	有意性	著者名	年次
短期間の過	B重	業務							
睡眠時間·脳 睡眠時間·心	追加 1	ベースライン時(24時 間血圧測定時)の自 己申告(1日の日誌)	心血管疾患 (CVD:脳卒 中、心筋梗塞、 心臓突然死)	日本の医療機関9施設において高血圧の治療又は評価を受けた無症候性患者1255人(平均年齢70.4±9.9歳(範囲33~97歳)、男性476例・女性779例、うち94%は高血圧)	前向きコホート研究	多変量解析では、短い睡眠時間(7.5時間未満)はCVD発症と関連した(HR=1.68、95%CI:1.06-2.66、P=0.03)。短い睡眠時間と上昇パターンの間に相乗的相互作用が観察された(P=0.089)。被験者を睡眠時間と上昇/非上昇パターンに基づいて分類すると、共変量とは無関係に、より短い睡眠+上昇グループは、優勢な正常睡眠+非上昇グループより実質的かつ有意に高いCVDの発生率を有した(HR4.43、95%CI:2.09-9.39、P<0.001)。	あり	Eguchi K et al.	2008
睡眠時間∙心	20	睡眠時間	志任心助使基 または重度の 冠状動脈性心 疾患の発症	台湾において、①急性心筋 梗塞または②重度の冠状 動脈性心疾患と診断された 23歳から60歳未満の男性 322人(①134人、②188人) と、対照として選定された男 性644人	症例対照研究	睡眠時間が6時間未満の場合、対照群の6-9時間と比較して、冠状動脈性心疾患のリスクが増加することが認められた (OR3.0、95%CI: 2.3-3.9)。	あり	Cheng Y et al.	2014
労働時間·脳 労働時間·心	8	発症前7日間 (発症前3か月から8 日前の平均と比較)	脳血煙塞、患 (脳梗塞、脳膜 血及びくも脱 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	2009年に労災補償を申請し た労働者で、心血管疾患を 発症した1,042人		コントロール期と比較して、10時間の労働時間増加と、脳血管-心血管疾患発症リスクとの間に有意な関連が見られた。 (OR 1.45、95%CI: 1.22-1.72)	あり	Shin KS et al.	2017
労働時間・心	92	ベースライン時の週 当たり労働日数	頸動脈内膜中 膜肥厚	621人のフィンランド人男性 労働者	前向きコホート研究	全体に対して行われた解析では、ベースライン時の週あたりの労働日数は頸動脈内膜中膜肥厚の増加と有意に関連していた(RCR 1.14、95%CI: 1.04-1.24)。そのほかの労働時間の指標とは有意な関連が見られなかった。	なし	Krause N et al.	2009
労働時間・脳 労働時間・心	23, 30年 度33	発症前週 発症前3か月	脚内田皿、くも膜下出血、急	登録された824の症例のうち、特定の2病院に由来する711人から、不就業、再発、誤診断、労働時間に関する情報が不足した者を除外した、348人	症例対象研究	短期的にも、長期的にも、CVDリスクのオッズ比(OR)は、対照群と比較して、労働時間が長い群で増加した(短期労働時間の場合、50.1-60時間労働:OR 1.85、95%CI: 1.22-2.81、60時間以上:OR 4.23、95%CI: 2.81-6.39、長期労働時間の場合、48.1-52時間労働:OR 1.73、95%CI: 1.03-2.90、52時間以上:OR 3.46、95%CI: 2.38-5.03)。	あり	Jeong I et al.	2013
精神的緊張	108	短期間:10日間・回復 期4日間	脳·心血管疾 患	日本人男性16人(平均27.3 歳、19-38歳)を対象	介入研究	英文転写問題の課題による心理的ストレスが10日間にわたる5時間睡眠とその後の回復夜の睡眠構築に与える影響を検討し、課題未達成群において、レム睡眠潜時の短縮とレム睡眠の増加が見られた(p<0.05)。4日間の回復夜を得ても回復しなかったことから、心理的ストレスがレム睡眠の発現に影響を及ぼすと推測。	あり	久保智英 他	2008

区分 (調査項目)	報告 書 No.	調査期間(発病前)	疾病	調査対象	調査方法	結果	有意性	著者名	年次
長期間の過	9重	業務							
睡眠時間・心	35	過去4週間の典型的 な睡眠時間	冠動脈性心疾 患及び心血管 疾患		前向きコホート研究	短時間(5時間以下)及び長時間(10時間以上)の睡眠時間は、年齢調整及び人種調整モデルで冠動脈性心疾患及び心血管疾患発症率の増加が見られたが、完全調整モデルでは有意ではなかった。6時間睡眠、9時間睡眠では有意な関連はみられなかった。	あり	Sands- Lincoln M et al.	2013
睡眠時間・心	29	ベースライン過去4週間の典型的な睡眠時間	忠または心肋 毎宝による死	50-79歳の女性のうち冠動 脈性心疾患の既往のない 3,942人	コホート研究	モデルAによる解析の結果、9時間以上の長時間睡眠時間では、冠動脈性心疾患発症リスクが有意に増加した (OR2.05、95%CI: 1.02-4.11)。睡眠時間6時間、5時間以下のオッズ比は、モデルAでは、0.64(95%CI: 0.40-1.00)、1.13 (95%CI: 0.66-1.94)であった。	なし	Hale L et al.	2013
労働時間・脳 労働時間・心	34	国勢調査前4週間	死亡	2001年の英国国勢調査時 に20-59歳または64歳(公 的な退職年齢)であったフ ルタイム雇用の男女コホー トのうち、414,949人(男性 270,011人、女性144,938人)	前向きコホート研究	職業的社会階級を考慮しない、男女別の解析の結果、いずれの労働時間も、総死亡率との有意な関連は見られなかった。	なし	O' Reilly D & Rosato M	2013
睡眠時間·心	61	過去1年間及び過去1 か月間の睡眠時間		1996-1998年の間に急性心 筋梗塞を発症して入院した 男性労働者(40-79歳)260 人	症例対照研究	過去1年間における勤務日の睡眠時間5時間以下の群、及び睡眠時間5時間未満が週2日以上の群において、それぞれ OR2.5、95%CI: 1.1-5.3; OR2.1、95%CI: 0.9-4.6。 過去1か月間については、睡眠時間5時間未満の日が2日以上の群のオッズ比(OR3.6、95%CI: 1.9-6.9)が有意に高かった。	あり	Liu Y & Tanaka H.	2002
睡眠時間・心	45	前月の平均睡眠時間	動脈硬化	北海道の35-62歳の地方自 治体の職員のうち、データ に欠損のない4,268人の従 業員(平均48.0±6.9歳、男 性3,410人)	横断研究	9時間以上の睡眠群のみ、上腕足首脈波速度値の上昇と有意に関連していた(標準回帰係数44.69、95%CI: 17.69-71.69、p<0.01)。5時間以下、6時間、8時間の睡眠に関しては有意差がなかった	なし	Yoshioka E et al.	2011
睡眠時間∙心	82	参加時に30日間測定	中限厚と半均	心血管疾患のリスクが高い 257人(平均42.2歳)の米国 人警察官	横断研究	客観的に測定された睡眠時間と最大平均頸動脈内膜中膜厚の間にはU字型の関連が示された(P=0.029)。自己申告による睡眠時間は、どちらの頸動脈内膜中膜厚測定とも関連していなかった。	あり	Ma CC et al.	2013
睡眠時間・心	58	発症前1か月または 健康診断1か月前の 睡眠時間	急性心筋梗塞 の発症	症例群:愛知県3か所及び東京2か所の病院に急性心 東京2か所の病院に急性心 筋梗塞で入院した47人(平 均52.0±6.1歳) 対照群:性別と年齢が症例 群と対応する健康な47人 (平均50.7 ±6.1歳)	症例対照研究	睡眠時間は、対照群が(6.6±0.9時間)、急性心筋梗塞患者が(6.3±0.9時間)で、有意な差が認められなかった。	なし	Fukuoka Y et al.	2005
精神的緊張	65		急性心筋梗塞 (AMI)	急性心筋梗塞(AMI)で入院 した日本人労働者47人(男 性46人、女性1人)と健康な 労働者47人(男性46人、女 性1人)を対象	横断研究	過労をAMIの原因とする群は、過労以外をAMIの原因とする群に比べ、「職場で突発的ストレス性出来事があった」リスクが有意に高かった(OR 6.88、95%CI: 1.84-25.75)。		Fukuoka Y et al.	2005

区分 (調査項目)	報告 書 No.	調査期間 (発病前)	疾病	調査対象	調査方法	結果	有意性	著者名	年次
身体的負荷	20	5週間	血圧上昇	地震発生の前後に24時間 血圧記録のある高齢の外 来患者189人のデータ	横断研究	震災1-2週間後は平均で、収縮期血圧が14±16 mmHg、拡張期血圧が6±10 mmHg上昇した。しかしこの増加は震災3- 5週間後にはベースラインに戻った。震災による血圧増加は、白衣効果の見られる患者(r=0.34、p<0.001)、BMI過多 (r=0.28、p<0.001)、高年齢(r=0.24、p<0.01)で多く見られる傾向があった。	あり	Kario K et al.	2001
労働時間・心	79	過去2ー3か月	動脈硬化(心 臓足首血管指 数(cardio− ankle vascular index :CAVI) ≥ 9.0)	日本人労働者3,862人(26- 59歳)	横断研究	全体では、平均CAVIと残業時間の間に有意な関連は見られなかった。CAVI≥9.0のオッズ比は、次のとおりであった;≥45及び<60時間/月:OR1.11(95%CI: 0.73-1.69)、≥60及び<80時間/月:OR0.92(95%CI: 0.48-1.76);80時間以上及び100時間未満/月:OR1.50(95%CI: 0.50-4.49)、≥100時間/月OR2.65(95%CI: 0.82-8.54)。	なし	Hata K et al.	2014
労働時間・脳 労働時間・心	23, 30年 度33	発症前週	朕下田皿、忌 姓心姓每舍)	登録された824の症例のうち、特定の2病院に由来する711人から、情報が不足した者を除外した348人	症例対象研究	短期的にも、長期的にも、CVDリスクのオッズ比(OR)は、対照群と比較して、労働時間が長い群で増加した(短期労働時間の場合、50.1-60時間労働:OR 1.85、95%CI: 1.22-2.81、60時間以上:OR 4.23、95%CI: 2.81-6.39、長期労働時間の場合、48.1-52時間労働:OR 1.73、95%CI: 1.03-2.90、52時間以上:OR 3.46、95%CI: 2.38-5.03)。	ねい	Jeong I et al.	2013
身体的負荷	15	4~8か月 (震災から検査実施 時までの期間)			別りさまがり	前年の測定結果と比較して、公務員では住民よりも有意に血圧が上昇した(収縮期血圧11.3 vs -1.9 mmHg、p<0.001及び拡張期血圧7.8 vs 1.1 mmHg、p<0.001)。疲労、うつ病、生活破綻度について質問紙を用いて調査した結果、2群の間に有意な差は見られなかった。		Konno S et al.	2013
睡眠時間・心	15	前6か月の通常の睡 眠時間	定の冠動脈性	中高年の中国人成人19,370 人(平均年齢62.8歳、男性 8,534人、女性10,836人)	前向キュホート	10時間/夜以上の睡眠で冠動脈性心疾患発生率のリスクが増加した(HR1.33、95%CI: 1.10-1.62)。この関連は、体重が正常で糖尿病を患っていない場合に特に顕著であった。10時間未満の睡眠の各群では、有意な差は見られなかった。	なし	Yang L et al.	2016
睡眠時間・脳	25	昨年の平均睡眠時間	脳血管疾患による死亡	1993年から1998年の間にリ クルートされた、中国南部 の福建省と広東省出身でシ ンガポールに住む45-74歳 の中国人63,257人	肌向をコホート	1日7時間の睡眠と比較して、短時間(5時間以下)及び長時間睡眠(9時間以上)の両方が脳血管疾患死亡のリスク増加と関連した。5時間以下で1.25(95%Cl: 1.05-1.50)、9時間以上も1.54(95%Cl: 1.28-1.85)で有意であった。また脳梗塞では短時間睡眠で1.37(95%Cl: 1.12-1.68)、長時間睡眠で1.68(95%Cl: 1.36-2.06)であった。	あり	Pan A et al.	2014
睡眠時間・脳	11	前年の平均睡眠時間	脳梗塞、脳内 出血、くも膜下 出血、及び不 定型の脳血管 疾患	1992年に高山コホートスタ ディに登録された者のうち、 35歳以上の男性12,875人、 女性15,021人	¬+ 1 m 2/2	6時間及び8時間睡眠では、全脳血管疾患、脳梗塞いずれも有意な関連は見られなかったが、9時間以上の睡眠時間で全脳血管疾患による死亡及び脳梗塞による死亡リスクが有意に増加した(HR1.51、95%CI: 1.16-1.97; HR1.65、95%CI: 1.16-2.35)。脳出血は、9時間睡眠では有意な関連は見られなかった(HR0.96、95%CI: 0.60-1.54)が、6時間未満の短時間睡眠では、リスクが低下した(HR0.64、95%CI: 0.42-0.98)。	あり (リスク 低下)	Kawachi T et al.	2016
睡眠時間·脳 睡眠時間·心	31	⊐ホート研究前年の 睡眠時間	死亡	45-75歳のハワイとロサンゼルスの成人のうち、がんや心疾患、動脈硬化の既往のない男性61,936人、女性73,749人	コホート研究	男性では、9時間以上で心血管疾患のリスク(HR 1.22、95%Cl: 1.09-1.35)が増加した。5時間以下及び9時間以上と冠動脈心疾患(HR 1.21、95%Cl: 1.04-1.42; HR1.16、95%Cl: 1.04-1.42)、9時間以上の睡眠と脳血管疾患(HR 1.35、95%Cl: 1.03-1.75)と有意な関連が見られた。 女性では、5時間以下及び9時間以上の睡眠では、心血管疾患の死亡リスク(HR 1.20、95%Cl: 1.05-1.36; HR 1.29、95%Cl: 1.13-1.47)が増加した。心血管疾患のサブタイプ別では、9時間以上と脳血管疾患(HR 1.39、95%Cl: 1.06-1.83)で有意な関連がみられた。		Kim Y et al.	2013

区分 (調査項目)	報告 書 No.	調査期間 (発病前)	疾病	調査対象	調査方法	結果	有意性	著者名	年次
睡眠時間·脳 睡眠時間·心	53	前年の平日の平均睡 眠時間	血、脳梗塞、型 動脈性心疾 患 全心血管	1988-1990年にthe Japan Collaborative Cohort Study に登録された、当時40-79 歳だった参加者のうち、男 性41,489人、女性57,145人	前向きコホート研究	男性では、冠動脈性心疾患は、いずれの睡眠時間とも関連がなかった。 女性では、全脳血管疾患は、8時間、9時間、10時間以上の睡眠と有意に関連していた(HR 1.24、95%Ci: 1.05-1.47; HR 1.29、95%Ci: 1.01-1.64; HR 1.69、95%Ci: 1.29-2.20)。脳出血、がんはいずれの睡眠時間とも有意な関連はなく、脳梗塞は、10時間以上の睡眠と関連していた(HR 2.37、95%Ci: 1.70-3.32)。冠動脈性心疾患は、4時間以下、5時間、9時間睡眠と有意に関連していた(HR 2.32、95%Ci: 1.19-4.50; HR 1.64、95%Ci: 1.07-2.53; HR 1.52、95%Ci: 1.05-2.19)。全心血管疾患とは、8時間、9時間、10時間以上の睡眠が有意に関連していた(HR 1.28、95%Ci: 1.14-1.44; HR 1.37、95%Ci: 1.17-1.62; HR 1.54、95%Ci: 1.28-1.86)。	なし	Ikehara S et al.	2009
睡眠時間・脳 睡眠時間・心	101	調査前年の平均睡眠 時間	冠状動脈性心 疾患、及び脳 血管疾患に起	シンガポールに住む中国人 (ベースライン時45-74歳) のうち、50,466人(糖尿病、 CVD、またはがんの既往の ない者は44,056人)	前向きコホート研究	睡眠に関しては、6時間未満または9時間以上の者に対して、6-8時間の者のハザード比は0.82(95%CI: 0.72-0.94)であった。	あり	Smagula SF et al.	2016
睡眠時間∙心	54	過去1年間の平均睡 眠時間	患による死亡	1993-1998年に登録された シンガポールの中国人成人 のうち、冠状動脈性心疾患 の既往のない45-74歳の 58,044人(女性58.95%)	前向きコホート研究	多変量調整モデルによる解析の結果、対照群と比較して、短い睡眠時間(5時間以下)と長い睡眠時間(9時間以上)の両方が、冠状動脈性心疾患による死亡率と関連していた(それぞれHR1.57、95%CI: 1.32-1.88、HR1.79、95%CI: 1.48-2.17)。性別とBMIによるサブグループ解析においても、同様の結果が得られた。	あり	Shankar A et al.	2008
睡眠時間·脳 睡眠時間·心	30	昨年の平均睡眠時間	脈性心疾患 (虚血性心疾 患と脳血管疾 患)、がん、そ	宮城県の大崎保健所が管轄する地域の国民健康保健受給者で、1995年にリクルートされた40-79歳の51,253人のうち、49,256人(男性23,749人、女性25,507人)	コホート研究	8時間以上の睡眠では、心血管疾患による死亡リスクとの有意な関連が見られた(8時間HR1.21、95%CI: 1.08-1.36、9時間HR1.32、95%CI: 1.15-1.28、10時間以上HR1.49、95%CI: 1.30-1.71)。6時間以下の睡眠では有意な関連は見られなかった。心血管疾患のうち、虚血性心疾患と脳血管疾患のみ、個別に分析した結果では、6時間以下の睡眠、8時間以上の睡眠の両方が虚血性心疾患による死亡と有意に関連していた(6時間以下HR1.38、95%CI: 1.02-1.86、8時間HR1.36、95%CI: 1.06-1.73、9時間HR1.49、95%CI: 1.10-2.02、10時間以上HR1.41、95%CI: 1.04-1.92)。一方で、脳血管疾患では9時間以上での睡眠でのみ有意な関連が見られ(9時間HR1.30、95%CI: 1.06-1.60、10時間以上HR1.51、95%CI: 1.24-1.85)、6時間、8時間では有意な関連はなかった。	あり	Kakizaki M et al.	2013
睡眠時間・心	95	1年間隔で測定		1985-1986年に冠動脈リス ク開発コホートのシカゴサイトに登録された18~30歳の 成人のうち、15年後、20年 後のデータがある495人	前向きコホート研究	年齢、性別、人種、教育、喫煙、及び無呼吸のリスクの調整後は、測定された睡眠時間が長くなるに従い、石灰化の発生率が低下した(OR0.67/時間、95%CI: 0.49-0.91/時間)。上記に加えBMI、HDL、LDL、血圧及び糖尿病でさらに調整した場合も、同様に発生率が低下した(OR0.66/時間、95%CI: 0.48-0.92/時間)。	あり	King CR et al.	2008
睡眠時間·心	104	昨年の平日の平均睡 眠時間		心血管疾患、がん、腎疾 患、肺結核の既往がない日 本人で糖尿病を自己申告し た患者(40~79歳男性1,674 人、女性1,240人)	前向きコホート研究	男性では、心血管疾患による死亡は、9時間以上の睡眠(HR1.56、95%Cl: 1.01-2.41)が有意に関連していた。それ以外の睡眠時間では、有意な関連は見られなかった。 女性の場合、心血管疾患はいずれの睡眠時間とも関連が見られなかった。	なし	Kubota Yasuhiko et al.	2015
睡眠時間·心	48	1990年の平均睡眠時 間	心血管疾患の イベントの発生 及び全死亡	1990-1991年に台湾の研究 に登録された35歳以上の成 人3,430人	前向きコホート研究	モデル3では、睡眠時間と総死亡との関連 RR (95%CI) は、5時間以下 1.15 (0.90-1.46)、6時間 0.97 (0.79-1.21)、7時間 1.00、8時間 1.04 (0.86-1.27)、9時間以上 1.34 (1.08-1.67) にU字型の関連性が見られた。心血管疾患イベント発生との関連は有意ではなかった。	なし	Chien KL et al.	2010
睡眠時間·心	86	測定時(3日間、1年後 再び測定)	現 期 脈 内 脵 中 暗 同	617人の黒人及び白人の健 康な参加者(37-52歳、58% の女性)	前向きコホート研究	調整後、睡眠時間が1時間長くなると、男性では頸動脈内膜中膜厚が0.026mm少なくなり有意であったが(P=0.02; 95%CI: -0.047~-0.005)、女性では0.001mmに留まり有意ではなかった(P=0.91; 95%CI: -0.020-0.022)。	男性 あり	Sands MR et al.	2012

区分 (調査項目)	報告 書 No.	調査期間 (発病前)	疾病	調査対象	調査方法	結果	有意性	著者名	年次
労働時間·心	92			621人のフィンランド人男性 労働者	前向きコホート研究	全体に対して行われた解析では、ベースライン時の週あたりの労働日数は頸動脈内膜中膜肥厚の増加と有意に関連していた(RCR 1.14、95%CI: 1.04-1.24)。そのほかの労働時間の指標とは有意な関連が見られなかった。	なし	Krause N et al.	2009
労働時間・脳	追加	最初に報告された労 働から5年超で脳卒中 を発症した者	脳卒中	6か月以上の勤務経験を有する18〜69歳のフランス人 143.592人	後ろ向きコ ホート研究	長時間労働は脳卒中のリスク増加と関連しており(調整OR1.29、95%CI:1.11-1.49)、特に10年以上長時間労働に曝露された人々の間で関連していた(調整OR1.45、95%CI:1.21-1.74)。50歳未満の者は10年を超えて長時間労働に曝露された場合、脳卒中のリスクが高かった(調整OR2.28、95%CI:1.46-3.58)。	あり	Fadel M et al.	2019
交替·深夜 精神的緊張	44	7~14か月 (震災から健康診断 実施時までの期間)	心疾患	震災発生時(2004年10月) に地方自治体に勤務していた4,035人を対象 (職務は、震災直後の集約 的な復興業務(男性1,285 人、女性222人)、もしくは通常業務(男性1,573人、女性 955人))		男性において、業務量が一番多かった群では、一番低かった群に比べて、有意にBMI、収縮期血圧、血清総コレステロールが増加した。 女性では、収縮期血圧、拡張期血圧が有意に増加した。この増加は復興作業業務が終わった後も続き、震災前のレベルには戻らなかった。業務量が一番多かった群の収縮期血圧上昇(10 mmHg)のリスクは、男性(OR 2.02、95%CI: 1.47-2.79)、女性(OR 1.82、95%CI: 1.21-2.75)ともに約2倍増加した。これらの原因として震災復興業務に関わる心理的負担、残業、睡眠不足、交替制勤務、作業場でのスナック菓子や缶詰食品の摂取等を考察している。	あり	Azuma T et al.	2010
精神的緊張	64	12か月 (発症前12か月のライ フイベントを調査)	心筋梗塞	初発心筋梗塞を発症したスウェーデンの労働者1,381人(男性968人、女性413人)を対象	症例対照研究	業務上のストレス(「業務でのあつれき」、「責任の増加」等)が心筋梗塞と関連があると示唆された。day1とday2を比較した結果、短期的な業務の増加、競争の激化が心筋梗塞と関連があり、「仕事の締め切りが厳しかった」経験が次の翌日における心筋梗塞のリスクを増加させた(OR 6.0、95%CI: 1.8-20.3)。一方、「生活上のストレス性出来事が12か月にわたって重なる」こととの関連は見られなかった。	あり	Möller J et al.	2005
精神的緊張	70	1年間	急性心筋梗塞	24,767人(心筋梗塞患者 11,119、対照群13,648人)を 対象(心筋梗塞群11,119人 のうち5,426人、対照群 14,637人のうち7,387人は家 庭以外の場所で勤務してい た)	症例対照研究	心筋梗塞群では、対照群に比べて、すべてのストレスを有意に多く体験していた(p<0.0001)。就業中心筋梗塞群では、就業中対照群(17.9%)に比べて、23.0%が散発的職場ストレスを体験していた。また就業中心筋梗塞群では、就業中対照群(5.0%)に比べて、10.0%が前年に慢性的職場ストレスを体験していた。年齢、性別、地域、喫煙調整後のロジスティック回帰分析の結果、職場ストレスのある期間(OR 1.38、99%Cl: 1.19-1.61)、慢性的職場ストレス(OR 2.14、99%Cl: 1.73-2.64)によって心筋梗塞のリスクが有意に高くなった。心筋梗塞群では、対照群(8.6%)に比べて、11.6%が散発的家庭ストレスを体験していた。また心筋梗塞群では、対照群(1.9%)に比べて、3.5%が慢性的家庭ストレスを体験していた。心筋梗塞のリスクは、散発的家庭ストレス(OR 1.52、99%Cl: 1.34-1.72)、慢性的家庭ストレス(OR 2.12、99%Cl: 1.68-2.65)によって有意に増加した。経済的ストレスの体験率は、心筋梗塞群14.6%、対照群12.2%であり、それにより心筋梗塞のリスクは有意に増加した(OR 1.33、99%Cl: 1.19-1.48)。過去1年における生活上の出来事関連ストレスの体験率は、心筋梗塞群16.1%、対照群13.0%であり、それにより心筋梗塞のリスクは有意に増加した(OR 1.33-1.64)。またうつ病の罹患率も、対照群(17.6%)に比べて、心筋梗塞群(24.0%)で高く、それにより心筋梗塞のリスクは有意に増加した(OR 1.55、95%Cl: 1.42-1.69)。	あり	Rosengren A et al.	2004
労働時間・脳	1	1. 5年で4回にわ たって通常の労働時	梗塞を含む脳 血管疾患の発	脳血管疾患と診断された、 週あたりの労働時間が35時間未満の者を除いたデン マークの一般的な労働者 149,811人(20-64歳)	コホート研究	労働時間の1つのカテゴリー増加あたりの推定率比は、脳出血で1.15(95%CI: 1.02-1.31)で有意であった。脳血管疾患全体と脳梗塞に関しては有意な増加なし。	あり	Hannerz H et al.	2018
精神的緊張	9	18か月の追跡調査時	ム性動脈硬化	公益事業会社に勤務している573人(心血管疾患の身体症状のない40-60歳)を対象	コホート研究	動脈病変保持率は、男性の高ストレス群(上位4分の1)では36%、低ストレス群(下位4分の1)では21%であり、正の関連があった( $\beta$ =0.829 $\pm$ 0.425)。また男性では、高ストレス群では、低ストレス群に比べて、Intima-media thicknessに0.048 $\pm$ 0.025 mmの増加が見られた。		Nordstrom CK et al.	2001
睡眠時間·脳 睡眠時間·心		睡眠時間(昼寝含ま	心血官疾患、脳血管疾患、	中国上海に住む40-74歳の 中国人成人(女性74,941 人、男性61,480人)のうち、 113,138人	コホート研究	男女ともに、心血管疾患(傾向P値:女性<0.001、男性=0.2046)、脳血管疾患(傾向P値:女性=0.0283、男性=0.7890)を含む疾患固有の死亡率の関連も、一般に同じJ字型のパターンに従っていたが、女性ではこの関連が有意であった一方、男性では有意な関連ではなかった。		Cai H et al.	2015

区分 (調査項目)	報告 書 No.	調査期間 (発病前)	疾病	調査対象	調査方法	結果	有意性	著者名	年次
労働時間・脳	30年 度 104	発症2~3年前	<b>殿太古</b>	長野市において40-64歳で 脳卒中を発症した住民(138 人)と発症していない住民 (276人)を対象		多重ロジスティック回帰分析では性別と年齢を強制投入し、その他の因子はステップワイズ法を用いてモデルを作成した。分析したORは以下のとおり。①高血圧(OR 12.6)、②喫煙(OR 8.8)、③油を使う料理をほぼ毎日食べる(OR 8.3)、④味付けの濃い料理をほぼ毎日食べる(OR 5.7)、⑤自分の判断で仕事量や期限を調整できない(OR 5.3)、⑥卵・卵料理をほぼ毎日食べる(OR 5.3)、⑦高年齢(OR 3.8)、⑧近親者の脳卒中歴(OR 3.0)。脳卒中発症群138人において労働時間8時間以上は40.8%(対照群と有意差なし)	なし	巴山玉蓮他	2005
精神的緊張	74	2~4年間	心皿官疾忠、	フィンランドの病院勤務者 5,432人(男性601人、女性 4,831人、18-63歳)を対象		1次調査、2次調査(各2年間)で実施した質問紙の両方で「職場でいじめを受けている」とした回答者について、いじめを受けたことのない回答者と比較した結果、性、年齢階級、収入で調整した心血管疾患のORは2.3(95%CI: 1.2-4.6)であった。ただし、ベースラインでの肥満の影響を調整した後は、有意ではないが高い傾向を示した(OR 1.6、95%CI: 0.8-3.5)。いじめとうつ症状の関連は、性別、年齢階級、収入に加え肥満度で調整後も有意であった(OR 4.2、95%CI: 2.0-8.6)。2回の調査のどちらか一方(1回)、両方(2回)でいじめを経験した回答者のうつ病のORは、性、年齢階級、収入で調整したところ1回経験者2.27(95%CI: 1.50-3.42)、2回経験者4.81(95%CI: 2.46-9.40)で、いじめの長期化とうつ症状の関係が示唆された。	【【頃旧	Kivimäki M et al.	2003
精神的緊張	39	平均4年間 (観察期間中3回の調 査)	起動脈性心疾 患(CHD)の再	カナダで心筋梗塞を発症した後、職場復帰した労働者 (男性669人、女性69人)を 対象	前向きコホート 研究	報酬が高い群と比較し、報酬が低い群はCHDを再発するリスクが高く(調整済みHR 1.77、95%CI: 1.16-2.71)、男女別では特に女性でこの傾向が強かった(9.53、95%CI: 1.15-78.68)。 努力-報酬不均衡が低い群と比較し、高い群はCHDが再発するリスクが高く(1.75、95%CI: 0.99-3.08)、男女別では、特に女性でこの傾向が強かった(3.95、95%CI: 0.93-16.79)。オーバーコミットメントとCHD再発との間には関連が見られなかった。	あり	Aboa-É boulé C et al.	2011
精神的緊張	89	平均5.3年間フォロー アップ(2回測定)	冠動脈性心疾 患	ロンドンの公務員10,308人	コホート研究	新規冠動脈性心疾患の発生と仕事要求度(男性OR 0.97、95%Cl: 0.85-1.12、女性OR 1.17、95%Cl: 0.98-1.41)、職場での社会的支援(男性OR 1.11、95%Cl: 0.96-1.28、女性OR 1.15、95%Cl: 0.95-1.38)との間には有意な関連は見られなかった。新規冠動脈性心疾患の発生は、自己申告(男性OR 1.55、95%Cl: 1.20-2.01、女性OR 1.74、95%Cl: 1.15-2.64)及び客観的アセスメント(男性OR 1.43、95%Cl: 1.09-1.88、女性OR 1.73、95%Cl: 1.14-2.62)の両方で仕事裁量度が低いほど、有意に増加する傾向を示した。2回目フォローアップ時の新規冠動脈性心疾患の発生率は、ベースライン時に仕事裁量度が低い群ではOR1.18(95%Cl: 0.95-1.46)、1回目フォローアップ時に仕事裁量度が低い群ではOR1.16(95%Cl: 0.94-1.44)であった。しかしベースラインとフォローアップ1回目時ともに仕事裁量度が低い群では、OR 1.36(95%Cl: 1.15-1.62)と有意であったことから、仕事裁量度の低さは累積効果があると考えられる。		Bosma H et al.	1997
交替・深夜	76	9年間(観察開始・終 了時の勤務形態によ り分析)	脳血管疾患、 虚血性心疾患	製鉄業に勤務する従業員 のうち、1992年時点で健康 診断を受診していた男性社 員6,708人を対象。 (勤務形態は常屋-常屋 2,883人、常屋-交替702人、 交替-常屋1,063人、交替- 交替2,060人の4群)	コホート研究	Cox比例ハザード回帰分析は、勤務形態ダミーを用いて常昼-常昼群に対するハザード比を求めた。その結果、交替-交替の常昼-常昼に対するハザード比は脳血管疾患罹患が0.36(95%CI: 0.18-0.69)、虚血性心疾患罹患が0.34(95%CI=0.17-0.65)と有意に低い値を示した。長期の追跡研究で夜勤や交替制勤務の影響がみられない理由として、長期間の観察により健康障害の発生した従業員は死亡、退職、勤務が変化したことにより、観察体面牛見かけ上の改善が発生すると考察している。	ハソヘン	大久保靖司 他	2002
睡眠時間∙心	27	過去10年間の通常の 睡眠時間	びがんによる	心血管疾患、がん、呼吸器 疾患を有さない米国の51- 72歳の男女239,896人	コホート研究	Full modelによる解析の結果、心血管疾患による死亡率のHRは5時間未満の群で1.25(95%Cl: 1.13-1.38)、9時間以上の 群で1.07(95%Cl: 0.97-1.17)であった。	あり	Xiao Q et al.	2014

区分 (調査項目)	報告 書 No.	調査期間 (発病前)	疾病	調査対象	調査方法	結果	有意性	著者名	年次
労働時間・脳 労働時間・心			急性心筋梗 塞、脳梗塞	1993年に5つの保健所管内 に居住していた、40-59歳の 男性15,277人	前向きコホート研究	コックス比例ハザード回帰モデルを用いた結果では、第3モデルの多変量調整後、7-9時間未満/日と比較して、急性心筋梗塞のHRは、7時間未満/日1.29(95%CI:0.81-2.05)、9-11時間未満/日1.22(95%CI:0.84-1.77)、11時間以上/日1.63(95%CI:1.01-2.63)であった。全脳卒中(脳梗塞、脳出血)では、7時間未満/日1.04(95%CI:0.82-1.32)、9-11時間未満/日1.06(95%CI:0.87-1.29)、11時間以上/日0.83(95%CI:0.60-1.13)であった。	あり	Hayashi R et al.	2019
労働時間・心	9		心血管疾患 (狭心症、冠状動脈性心疾 患、うつ血性必 不全、心臓発 作、高血圧)	1986年に登録された、ベースライン時に18歳以上だった対象者のうち、1,926人(平均年齢32.8±0.3歳、男性52.4%)	後ろ向きコホート研究	ポアソン回帰分析の解析の結果、週平均労働時間と心血管疾患発症との間に用量反応関係が観察され、少なくとも10年間の平均週労働時間が46時間以上であると、心血管疾患のリスクが増加した(RR 1.01、95%Cl: 1.00-1.02)。	あり	Conway SH et al.	2016
騒音	90	10年間の騒音ばく露 レベル	心筋梗塞	ドイツの心筋梗塞患者及び 心臓性突然死の生存者(男性1,527人、女性353人)と、 性別、年齢を合わせた対照 群(男性1,527人、女性706 人)を対象	症例対照研究	すべての職業カテゴリーをプールした最も高い騒音範囲(95-124dB)で、男性労働者の心筋梗塞のリスクが有意に高まった(45-61dBと比較しOR 2.18、95%CI: 1.17-4.05)。	男性あり	Kersten N & Backé E	2015
騒音	67	10年以上のば〈露等		ベルリンのMI患者1,881人 (男性1,527人、平均56±8 歳、女性354人、平均58±9 歳)と対照群2,234人(男性 1,527人、平均56±9歳、女 性707人、平均58±9歳)	症例対照研究	日中70dB(A)以上の騒音にばく露する男性は、60dB(A)以下のばく露男性に比べMIのリスクが高まる傾向があった(OR 1.3、95%CI: 0.88-1.8)。 10年以上同じ場所に居住する男性のMIのリスクは有意に増加した(OR 1.8、95%CI=1.0-3.2)。騒音レベルの上昇に伴い、MI発症との間に用量反応関係が認められた。女性では、騒音レベルとMIとの間に有意な関連は見られなかった。	男性 あり	Babisch W et al.	2005
精神的緊張	79	10年間(ベースライン 時と8年後に測定)	死亡(致死的 冠動脈心疾 患)	健康・医療関連産業(歯科 医、獣医師、薬剤師等)に 勤務する米国の男性28,369 人(42-77歳)を対象	コホート研究	社会的な結びつきの弱い男性は、結びつきの強い男性に比べ死亡の相対危険度が1.19(95%CI=1.06-1.34)であった。社 会的な結びつきの弱い男性は、致死的冠動脈心疾患のリスクが増加し(相対危険度 1.82、95%CI: 1.02-3.23)、事故死、 自殺死、がん、心臓疾患による死亡も増加していた。	あり	Eng PM et al.	2002
身体的負荷	54		頸動脈アテローム性動脈 可化症	フィンランドの男性612人(観察開始時で42-60歳)	コホート研究	11年間の顕動脈内膜中膜肥厚(IMT)の増加を調べた結果、仕事での高エネルギー消費活動を示す5種類の指標すべてにおいて、エネルギー消費量の増加とIMT増加との間に有意な関連が見られた。IHD及び頸動脈狭窄の既往歴で分けると、既往がある群では%VO2max及び%VO2resが有意に高くなった。特に虚血性心疾患の既往者においては顕著であった。	あり	Krause N et al.	2007
精神的緊張	80	21年間(ベースライン 時と5年後に測定)		スコットランドの27の職場に 勤務している男性2,623人を 対象	コホート研究	狭心症の罹患率と発生率は、自覚するストレスが増えるとともに増加した(OR 2.66、95%CI: 1.61-4.41)。高ストレス群は低ストレス群と比較し、入院する割合がすべての入院で1.13倍(95%CI: 1.01-1.27)、CVD1.20倍(95%CI: 1.00-1.45)、精神疾患2.34倍(95%CI: 1.41-3.91)であり、これらはすべて有意に高かった。しかし、高ストレス群では、CHDによる入院の増加は見られず、全死因死亡、CVDによる死亡、CHDによる死亡に関しては、低ストレス群の方が高いという逆相関が見られた。	あり (一部 はリス ク低下)	Macleod J et al.	2002
騒音	32	26年間の居住地にお ける騒音		米国の女性107,130人(30- 55歳)を対象	コホート研究	年齢と人種を調整した後、幹線道路から50m以内に居住する群と50m以遠に居住する群のSCD(心臓性突然死)の発生率を比較したところ、50m以内の居住群ではリスクが増加した(HR 1.56、95%CI: 1.18-2.05)。高コレステロール、高血圧、脳卒中、冠状動脈性心疾患について調整した後も、50m以内の居住群でSCDとの間には有意な関連が認められた(HR 1.38、95%CI: 1.04-1.82)。冠動脈性心疾患による死亡についても50m以内の居住群のリスクは調整因子を投入しても統計的に有意であった(HR 1.24、95%CI: 1.03-1.50)が、非致死的な心筋梗塞では有意差はなかった(HR 1.08、95%CI: 0.96-1.23)。	あり	Hart JE et al.	2014

## 脳・心臓疾患の発症前の要因と調査期間に関する報告(症例報告)

区分	報告書 No.	調査期間 (発症前)	時間、従事作業等	症状	著者名	年次
不規則 交替·深夜 精神的緊張	6	前日〜当日、 7か月以上	内航貨物船の機関長として運航機関の運用に従事(8時-12時、20時-24時)。資材補給、機関整備の他、主機関、補器、発電機等機関全般の運転状況等の把握、各作業の実施計画策定及び指揮を行っていた。 1989年6月10日0時20分、停泊地移動、接岸作業に続いて船員総出で荷役準備作業に当たった。 同日17時0分に一旦作業を終了し、23時45分に再度停泊地移動を開始した。 6月11日0時45分、再び停泊地移動を終え、荷役作業を開始。待機命令が出たが船員全員仮眠することとなった。 同日6時40分、荷役作業を終え、港を出港。	51歳男性 1989年6月11日7時23分、船内の便所に倒れているところを発見される。病院へ搬送したが、くも膜下出血によって死亡と診断された。 航海スケジュールの不規則性による生体リズムの崩壊、7か月連続乗船勤務による疲労の蓄積、発電機トラブルによる精神的負荷が脳動脈瘤悪化に作用したと考えられた。	坂村修·上畑 鉄之丞	2001
交替•深夜 精神的緊張	4	作業直後、1か月 又はそれ以前	市立総合病院ICU及び救急病棟に看護師として勤務。 夜間勤務は平均10.2回/月、深夜勤務は同4.6回実施。 1990年7月からは救急病棟における看護師数の減少や夏季休暇により看護師1人当たりの患者数が大幅に 増加していた。	女性 1990年7月、患者を車いすから移す作業直後にくも膜下出血を発症。	日山亨 他	2008
不規則 交替·深夜 精神的緊張	1	1か月	発症約1か月前に転職し、前職では稀であった22時前後までの夜間勤務や時間外勤務が頻繁であった。 竹業自体もこれまでの職歴にはなかった大型印刷機械の取り扱いであり、強いストレスを感じていた。	51歳男性 2012年11月、仕事中突然に傾眠状態、失語症、重度の右片麻痺となり救急搬送された。 入院時所見で、頭部MRIでは拡張強調画像で左中大脳動脈領域に広範な高信号を認め、頸動脈乖離を発症。 入院後、アルガトロバンとエダラボンの投与による加療。10日目の頸部MRI及び15日目の血管造営では内頸動脈乖離部の出血性変化が改善。左M1部の閉塞は良好に再開通していた。 入院36日目に転院。4か月後には解離部は完全に再構築され、神経症状もほぼ消失した。	Aoyama Y et al.	2014
不規則	7	3か月	麻酔科業務(①緊急手術での麻酔、②ICUにおける重症患者の集中治療③院内患者の急変時の救命処置)及びオンコール対応 1994年7月から府立病院に勤務。 通常の麻酔科の業務に加え、自主的に居残りをし、ICU管理の実施や経験の浅い医師のバックアップをする 等、出勤日の勤務終了時間は平均21時であった。 1995年12月~1996年3月までの3か月の間に、日直6回、当直12回、時間外の緊急出図が3回であった。時間外労働時間は平均103時間/月であった。 研究活動も活発に行い、1994~1996年までに日本語論文3本、英語論文1本を発表し、5つの学会・研究会に 出席し、うち2つで演題を発表した。	1996年3月5日未明、自宅にて急性心機能不全で死亡。	日山亨 他	2010
精神的緊張	2	3か月	私立研究所に所属(ホワイトカラー)。 育児のため9-15時の時短勤務(脳出血発症直前の労働負荷は高くなかった。)	40歳男性 脳出血を発症。 脳出血発症前の6か月間の労働データから、多重負担、発症前3か月続いた過労、生理心理的に休息にならない休日という特徴が認められた。 発症直前の労働負荷強度よりも、勤務日と休日の過労の進展度が過労障害につながったと考えられる。	Sasaki T et al.	2009
精神的緊張	3	3か月	私立研究所に研究者として所属。 2004年より育児のため、勤務時間を9-15時(6時間)に短縮した。 グループ長として13人のスタッフを管理 発症4-6か月前は月当たり43.8-87.6時間の残業があった。しかし発症3か月前に人事異動により月当たり 135.0-141.1時間の残業(休日出勤含む)を行うようになった。 夜11時過ぎまで残業する妻に代わり子供の保育園の送迎、夕飯、風呂の世話等を担当していた。 パソコンとネット環境があれば働けるという仕事の性質上、休みの日も精神的には休息できなかったと考えられる。	40歳男性 2004年の健康診断で収縮期血圧204 mmHg、拡張期血圧130 mmHgから高血圧と左心室の肥大と診断された。 2005年の健康診断では収縮期血圧182 mmHg、拡張期血圧120 mmHgに基づく左心室の肥大と診断されたが、治療は行わなかった。 2006年7月、左被殼出血を発症し、過労障害と診断された。 発症3か月前からの疲労、生理的・心理的に休息にならない休日を過ごしていた特徴があった。 とりわけ休日の覚醒時には感情の起伏、睡眠時間の不安定により心身を休息させることができなかった。 発症直前の労働負荷強度よりも、勤務日と休日の過労の進展度が過労障害につながったと考えられた。	Sasaki T & Kubo T	2008
出張	5	5か月	新聞社センター主任として勤務。 入社以来、年間労働時間は3,137時間、残業時間は平均100時間/月。 1987年10-12月にかけて東京の出版社へ出張校正。ホテル泊で休日を取らずに作業睡眠時間は毎日4-5時間。 2月になり残業は減ったが、新企画立案のため自宅にて毎夜12時頃まで仕事をしていた。 死亡前5か月(1987年10月~1988年2月)の労働時間は、10-12月に所定内労働時間の平均2.07倍となり1月 も1.587倍であった。	38歳男性、身長167cm、体重54kg。喫煙20本/日、飲酒、ウィスキー水割り1-2杯/日。10代より高血圧あり 1980年新聞社に入社。 1984年6月、左半身のしびれが出現し病院受診。血圧が220/170 mmHgあり降圧薬開始。2週間後150/110-100 mmHgに下降したが、強い頭痛が出現した。 1985年より新聞社出版センター主任。同年11月の職場検診で血圧164/108 mmHg。治療中断を指摘され、医療機関を受診。 1986年9月、血圧214/142 mmHg。入院を勧められたが外来治療を希望。 1987年10月~1988年2月頃にかけて仕事が繁忙となり、常に疲れた様子で休日は1日中寝ていても疲れが取れず、起床をつらそうにしていた。 発症前約3日間は、頭痛や肩こりが強く、帰宅するとすぐ寝込む状態であった。 1988年2月、仕事上の宴会がありの時帰宅、翌朝8時30分出勤、同日16時30分頃早退、18時頃、妻が意識なく倒れているのを発見。病院に搬送後、視床出血・脳室穿破で翌日死亡。	内田博 他	2004

番号	原告(被災者)等	基礎疾患等(※)	労働時間等(※)	労働時間以外の負荷要因(※)	裁判所の判断(要約)	異常な出 来事		長期	デ 銀刊所の事実認定』 労働時間以 外
·疾·(平 (平 ·職 · 和 · 和	行員	・ 面 度 面 症 ・ 面 面 症 ・ 高 B M I を	●発症前6か月間 算定期間 時間外労働時間数 月平均時間外労働時間数 発症前1か月 77時間58分 発症前2か月 75時間50分 76時間54分 発症前3か月 40時間21分 64時間43分 発症前4か月 69時間21分 65時間52分 発症前5か月 84時間25分 69時間35分 発症前6か月 93時間05分 73時間30分	・精神の6か月理がを支票を発生の6か月理がを支票を発生の6か月理がを支票を指し、10年代では、10年代が、10年代	<ul> <li>金か月における1か月当たりの平均が80時間を超えることはなかったのであるから、上記関連性が強いものであったとまではいえない。</li> <li>・本件疾病発症前の約2か月前以降は降格処分等によって精神的負担を感じていたということはできるものの、労働時間の点では短期間の過重業務及び長期間の過重業務のいずれにも就労していたとはいえないから、業務による明らかな過重負荷があったということはできない。</li> <li>・被災者には、遅くとも平成6年以降、脳内出血の最大のリスクファクターである高血圧がみられ、平成8年以降は、Ⅲ度高血圧と診断されていた上、肥満や喫煙習慣といったその他のリスクファクターナをリーのサースを存むできる。</li> </ul>		0	0	77時間 58分 (1か月平 均) 73時間 30分 (6か月平 均)
· 疾平 · 職営 · 経福 · 福	業販売業務(魚薬等)	・脂質異常症(高トリグリセライド血症) ・喫煙歴 30年 (1日20本)	●発症前6か月間 算定期間 時間外労働時間数 月平均時間外労働時間数 発症前1か月 71時間33分 発症前2か月 36時間27分 発症前3か月 63時間57分 発症前4か月 77時間12分 発症前5か月 105時間20分 発症前6か月 67時間00分 70時間15分	・精神のでは、	の未務と主く異質の未務とはいえず、作未環境が過酷であったが、精神的素報が省 しいものであったりしたとまでは認め難い。 ・医学専門家意見書によれば、高トリグリセライド血症、脂質異常症が心筋梗塞の 発症原因となることは明らかである。また、同意見書によっても、中性脂肪濃度が 高いことや喫煙は心疾患のリスクファクターとはされているが、それが被災者の心 室細動に与えた具体的影響は不明とするのみであって、関連性は否定されていな			0	71時間 33分 (1か月平 均) 精神的緊張 70時間 15分 (6か月平 均)

番号	原告(被災者)等	基礎疾患等(※)	労働時間等(※)	労働時間以外の負荷要因(※)	裁判所の判断(要約)	異常な出 来事		長期	労働時間	労働時間以外
В6	<ul> <li>死亡時54歳 男性</li> <li>疾病 の筋梗塞</li> <li>(平成2年3月16日発症)</li> <li>・職種包作業員</li> <li>・経過病都地裁 国勝訴○(平成14年10月24日)</li> <li>大阪高裁 国財 (平成18年14月28日)</li> </ul>	• 不安定狭心症	●発症前8か月間 算定期間 時間外労働時間数 月平均時間外労働時間数 発症前1か月 56時間30分 発症前3か月 15時間00分 発症前3か月 15時間00分 発症前4か月 30時間45分 発症前5か月 53時間45分 発症前6か月 65時間00分 発症前7か月 36時間30分 発症前8か月 47時間30分	・ で表強収尺さもする ・ で表強収尺さもする ・ で表強収尺さもする ・ で表強収尺さもする ・ での   ・ 回	範疇に属するようなものではなく、しかも、 <u>被災者は、1日12時間拘束という長時</u> 間労働に服していた上、深夜交替勤務という生体リズムと生活リズムの位相のずれ		0	0	56時間 30分 (1か月)	交替·深夜有
B11	・死亡時43歳 男性 ・疾病 急性動脈閉塞 (平成7年の対象疾病ではない ・職種 事務職員(技術本部長) ・職種 事務職員(技術本部長) ・経過 東京地裁 国敗訴● (平成19年1月22日) 東京成20年2月28日)	・高血圧 ・過去に薬を服用) ・過去に薬を服用) ・間接 ・過少を ・では、 ・	※以上により、被災者が入社した平成6年7月ころから死亡する平成7年		・業務による明らかな過重負荷は、虚血性心疾患のみならず同じく血管病変である 大動脈の粥状硬化をも著しく増悪させ、血栓を生じさせるものと認めるのが相当 ある。そして、このように虚血性心疾患の発症に影響を及ぼす業務による負荷のほ か、長期間にわたる疲労の蓄積も考慮すべきであると考えられているところ、こ とは大動脈の粥状硬化の著しい増悪についても同様に当てはめるものと認められ る。 ・被災者に左総腸骨動脈と下腸間膜動脈という2か所の離れた位置にある動脈を同 時に閉塞させた原因として、不整脈等の虚血性心疾患又は大動脈の粥状硬化の増 による塞栓症以外の原因をうかがうことができない本件にあっては、被災者は、長 期間の長時間労働(1年4か月にわたる1か月平均130時間前後の時間外労働) による疲労の蓄積により血管病変等がその自然的経過を超えて著しく増悪し、不整 脈等の虚血性心疾患を発症したことにより心臓由来の塞栓子を生じ、又は大動脈の 粥状硬化の増悪により血栓が生じ、これが 解骨動脈及び下腸間膜動脈を閉塞 し、本件疾病を発症したものと認めるのが相当である。			0	131時間 25分 (6か月平 均)	

番号	原告(被災者)等	基礎疾患等(※)	労働時間等(※)	労働時間以外の負荷要因(※)	裁判所の判断(要約)	異常な出 来事	長期	労働時間	労働時間以 外
B18	<ul> <li>・発症時43歳 男性</li> <li>・疾病 3歳 男性</li> <li>・疾病 13年5月9日発症)</li> <li>・ 職種 空調機の製造作業</li> <li>・経過山中成20単元20単元を</li> <li>・経過山中成20単元を</li> <li>・経過山平成20単元を</li> <li>・経過山平成20単元を</li> <li>・経過二十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十</li></ul>	• 軽症高血圧	●発症前11か月間 算定期間 時間外労働時間数 月平均時間外労働時間数 発症前2か月 22時間57分 発症前3か月 48時間53分 発症前4か月 100時間14分 発症前5か月 68時間48分 発症前5か月 109時間01分 発症前7か月 90時間55分 発症前8か月 63時間25分 発症前8か月 63時間25分 発症前9か月 55時間24分 発症前10か月 表症前11か月 80時間51分	要があった。業務によって相当 程度の精神的な負荷がかかって いたと認められる。 被災者は、職場長の地位にあ り、その業務は、相当程度の精 神的負荷をもたらしたっものと 推認される。 ・身体的負荷	・被災者は、発症前11か月間、肉体的精神的負荷の重い繁忙な部署での業務に従事し、本件疾病の発症11か月前から4か月前までの8か月間は特に、継続的に長時間の時間外労働を含む労働を行っており、この間に慢性疲労の状態に陥るほど疲労の蓄積を来し、その後の業務も相当の負荷を伴うものであり、疲労が継続していたものであって、その業務は、業務中の血圧上昇等を通じ、脳血管疾患の一種である脳動脈瘤の発生及びその増悪に著しい影響を及ぼすべきものであったということができる。 ・他方、被災者の脳動脈瘤が、発症当時、自然の経過によって、一過性の血圧上昇があれば、直ちに破裂を来す程度にまで増悪していたと認めるに足りる根拠はなく、他に確たる増悪要因を見いだすこともできない。 ・そうすると、被災者が発症前に従事した業務による過重な精神的・肉体的負荷が、被災者の脳動脈瑠をその自然の経過を超えて増悪させ、このため本件疾病の発		0	4か1続問 労当の月の6分別の外側期均間 (1)の1の1の1の1の1の1の1の1の1の1の1の1の1の1の1の1の1の1の	精神的緊張 身体的負荷
B20	・死亡時33歳 男性 ・疾病 致死性不整脈(心室細動)に ・疾病血性心全 ・破を変えるのででは、 ・職種 営業 ・経過 ・経過 ・経過 ・経過 ・経過 ・で成27年2月4日) 大阪には、 大阪で成27年2月4日) 大阪高裁 7年2月25日)	・脂質異常 ・喫煙 (1日当たり20本)	●発症前36か月間	・ 営クい レ客れや挟ど基度こ荷で 特被業レた被一かた、みか準はとのい が件鳴る手るれる大きがは かある が件鳴る手るれる大きがは かい 大きのれととと、、かがに困難 で がけい で がけい で がれる で が し が と と が が し が と と と が が し が と と と が が に な を た な まっとっ が り も の か が に る が か が に る が か が に る が か が に る が か が に る が か が に る が か が に る が か が に る が か が が は と で と 者 の い が と と で と 者 の い が と で と る か が に る が か が に る が か が に る が か が に る が か が に る が か が に る が か が に る が か が に る が か が に る が か が に る が か が に る が か が に る が か が に る が か が に る が い が に る が が に る が い が に る が い が に る が い が に る が い が に る が い が に る が い が に る が い が に る が い が に る が い が に る が い が に る が い が に る が い が に る が い が に る が い が に る が い が に る が い が に る が い が い が に る が い が に る が い が い が に る が い が い が い が に る が い が い が い が い が い が い が い が い が い が	番債していたところ、発症的 T 5 か月頃から業務が重的にも負的にも更に過重なものとなったことにより、血管病変等が自然経過を超えて著しく増悪したこと、発症前 1 0 か月頃からはそれまでに比べれば労働時間は短くなったものの、引き続き 1 か月当たり 4 5 時間を超える時間外労働に従事し、その業務に伴う精神的負荷が相当大きかったことから、それまでに蓄積した疲労を解消することができず、そのため、最終的には、冠動脈攣縮の発生をきっかけとして、本件発症をしたことが認められる。 ・被災者には、軽度な脂質異常と喫煙という私的リスクファクターが存在したが、		0	36か月前から算定	精神的緊張

番号	· 原告(被災者)等	基礎疾患等(※)	労働時間等(※)	労働時間以外の負荷要因(※)	裁判所の判断(要約)	異常な出 来事		長期		労働時間以 外
B21	・死亡時37歳 男性 ・疾病 致死性不整脈による心停止 (平成23年9月27日発症) ・職種 車の内装組付作業 ・経過 名古屋地裁 国勝訴○ (平成28年3月16日) 名古屋意裁 国敗訴● (平成29年2月23日)	<ul><li>・心電図検査上ブルガタ 症候群の所見</li><li>・うつ病</li><li>・喫煙習慣 (1日15本以下)</li></ul>	●発症前6か月間 算定期間 時間外労働時間数 月平均時間外労働時間数 発症前2か月 5時間38分 45時間43分 発症前3か月 44時間45分 発症前4か月 62時間33分 発症前5か月 6時間00分 発症前6か月 6分 ※ 更に加算すべき時間外労働時間が存することを考慮すべき	発症前1か月は1日5時間程度の睡眠が確保できない状態にあったこと (うつ病にり患していない労働	・被災者の発症前1か月の時間外労働時間は少なくとも85時間48分であり、この時間外労働時間数だけでも脳心臓疾患に対する影響が発現する程度の過重な労働負荷であるということができ、加えて、被災者が休憩時間が確保できていなかった時間があること、終業時刻後に時間外労働をしていた時間が存在すること等を考慮すると、更に通量性の程度が大きかったものと認められる。 ・更に、被災者は自つ病による早朝覚醒の症状が加わって、更に睡眠時間がはいなりし、発症前1か月は1日5時間程程の睡眠が確保できない状態にあったもとである。すなわちもを超える時間外労働をしたのに匹敵する過重な労働を負債において、う過重な労働を負債において、う過重な労働を負債であるがある。すな時間を経症前1の回にはいて、う過重な労働を負債であるがものと認められる。 ・また、この睡眠時間の減少がうつ病患者に特有の早朝覚醒の症状に起因しずの場合を付けたものと認められる。 ・また、この睡眠時間の減少がうつ病患者に特有の早朝覚醒の症状に起因しままた、この睡眠時間の減少がうつ病患者に特別の負債を対し起し、いるしていたことのではなく、被災者は一に変ったとによれるものではなく、被災者が自然を決患に合いるものではなく、被災者が自然を表しているものではなく、被災者の有無の可疾患の基礎疾患かるものではなく、被災者の有無の事情が認められるが、被災者の心病変が表れるものではない。・なが、対策を経過により突然を発症するよう遂身体できあり、するとは認められず、ない。・ないが対すを症候群の所見が認められず、ないが大き症候群に対すりを発過により突然を発症するとないことまであり、おいのよったとは認められず、ない。・そうすると、被災者が中止によって死亡したことについて、業務起因性を方をのまないことまでを意味することがでは、業務起因性を方給しているものと認められる。			0	85時間 48分 (1か月)	その他
B22	<ul> <li>・死亡時37歳 男性</li> <li>・疾病 心停止(心臓性突然死)(平成24年5月26日発症)</li> <li>・職種 営業・商品企画・販売促進</li> <li>・経過 国敗訴● (平成28年12月14日)</li> <li>福岡市成28年12月14日)</li> <li>福岡市成29年8月23日)</li> </ul>	・党検査 ・学検査 ・学検査 に要 を を を を を の の の に の の の の の の の の の の の の の	●発症前6か月間 算定期間 時間外労働時間数 月平均時間外労働時間数 発症前1か月 46時間10分 発症前2か月 71時間56分 59時間03分 発症前3か月 55時間29分 57時間52分 発症前4か月 54時間06分 56時間55分 発症前5か月 47時間33分 55時間03分 発症前6か月 62時間20分 56時間15分	りで戻るという過密なスケ でユーのもの (福岡高速がス、鹿児島出道) ・精神の高速がストの ・指神の高速がストラーの ・精神の高速がストラーの ・精神の ・精神の ・精神の ・精神の ・大の ・大の ・大の ・大の ・大の ・大の ・大の ・大の ・大の ・大	・被災者の発症前6か月間の平均時間外労働時間は56時間に達しており、相当程度の疲労を蓄積させるに足りるものであった。 ・発症9日前に発生したクレームは、被災者が担当する大口の取引先企業からのもので、被災者は通常業務に加えて本件クレームへの対応を余儀なくされており、相当な精神的負荷を伴う業務であったと評価できる。 ・発症の約1週間前から、5月18日の福岡出張、23日の鹿児島出張、25日の福岡出張と県外出張が集中し、早朝に出発して日帰りで戻るという過密なスケジュールのものであり、移動時間も長時間に及ぶものであることから、相当な身体的負荷を伴うものといえる。 ・発症を被災者が有していた基礎疾患が自然経過により悪化した結果として説明することは困難であるといわざるを得ない。むしろ、過重性の評価を総合すると、発症直前9日間から発症当日にかけて、通常業務に加えて、本件クレームの対応及び県外出張による強度の精神的、身体的負荷が短期間に集中したことにより、被災者の基礎疾患をその自然の経過を超えて急激に悪化させたことによって発症に至ったと認めるのが相当である。 ・本件発症は、被災者の従事していた業務の危険性が現実化したものと評価することができる。		0	0	56時間 (6か月平 均)	出張精神的緊張

番号	原告(被災者)等	基礎疾患等(※)	労働時間等	(*)	労働時間以外の負荷要因(※)	裁判所の判断(要約)	異常な出 来事	短期	長期	労働時間	労働時間以 外
B23	・死亡時43歳 女性 ・疾病 くも膜下出血 (平成26年11月23日発症) ・職種 情報系機器、システムの営業 ・経過 国勝訴○ (令和元年5月31日)  高松和元年5月31日)  高ペ和2年4月9日)	なし	●発症前6か月間 第二前1か月 発症前2か月 発症前3か月 発症前3か月 発症前4か月 発症前5か月 発症前6か月 86時間30分	1 8 時間 2 5 分 2 4 時間 1 5 分 4 9 時間 5 0 分 6 1 時間 1 7 分	ある業務に従事していたものであり、精神的にも強い緊張状態にあったものと推認	・被災者の業務が、発症前6か月目から発症前4か月までは、時間外労働時間も めて長く、精神も精神的緊張を伴うものであったこと、発症前3か月目以降は時 外労働時間が短くなったものの、精神的緊張を伴う業務であることには変わりが い以上に、労働災害により大きな怪我までしたこと、他方において、業務以外の スクファクターが認められないことからすれば、被災者は、発症前6か月目から 症前4か月目にかけての毎月80時間を超える極めて長時間の時間外労働に加え、 精神的緊張を伴う業務により疲労が著しく蓄積され、時間外労働時間が比較的短 なった発症前3か月目以降も、精神的緊張を伴う業務が続いたことにより蓄積し な労が回復するどころか、かえって、精神的緊張を伴う業務により更に疲労を蓄積 させ、本件疾病を発症したものと認めるのが相当である。	間なり発しく		0	4か月前~6 か月前 毎月80時 以上	精神的緊張

# 異常な出来事に関する裁判例(第3回検討会資料6から抜粋)

番号	原告(被災者)等	基礎疾患等(※)	労働時間等(※)	労働時間以外の負荷要因(※)	裁判所の判断(要約) 	異常な 出来事	短期	長期	労働時間	労働時間以 外
B2	<ul> <li>・発症時46歳 男性</li> <li>・疾病 脳内出血 (7日発症)</li> <li>・職種 ホテル勤務</li> <li>・経過 (国内地裁 4年 2月 12日)</li> <li>東京成 15年 3月 17日)</li> </ul>	· 腎性高血圧症 · 腎不全	●発症前6か月間 算定期間 時間外労働時間数 月平均時間外労働時間数 発症前1か月 115時間29分 発症前2か月 101時間19分 108時間24分 発症前3か月 70時間17分 発症前4か月 66時間35分 発症前5か月 86時間16分 発症前6か月 42時間35分 80時間25分	ると言われたこと、そのような 状況の中で、発症直いけば、 司から、「この調子でる、この 一で、「このででしている」に 一ででは できれば できるでも でする でするように でして でした でした でした でした でした でした でした でした でした でした	・被災者の業務内容は、消極的・定型的なものだけではなく、積極的・非定型的な外交営業活動によって契約を獲得することを主眼していた。営業活動は、売り上げ目標の達成にとって重要な役割を有していたことが認められ、そして、外交営業活動のため主に自転車を利用していたことは、被災者にとって、肉体的に相当の疲労を伴うものであった。 ・被災者の業務の性質、本件ホテルにおける地位・役割、原告の勤務状況、生活状況に照らすと、慢性腎不全及び腎性高血圧症を有する被災者のように、基礎疾患等を有しつつも通常の軽作業に従事することが可能な労働者にとって、相当な疲労を伴う日常業務が、それに随伴する長時間にわたる時間外の労働や付き合いの飲食等と相まって、被災者に対し、長期間にわたり継続して過重な肉体的・精神的負荷を及ぼし、直前の上司との会話によって受けた精神的負荷を契機として、原告の血管病変を、その自然経過を超えて増悪させ、本件疾病の発症に至ったものと認めるのが相当である。	0		0	115時間 29分 (1か月)	精神的緊張
B3	<ul> <li>・死亡時42歳 男性</li> <li>・疾病 心筋梗塞(昭和61年12月31日発症)</li> <li>・職種 生命保険契約の募集業務</li> <li>・経過 国敗訴● (平成14年9月4日)</li> <li>広島高裁岡山支部 国敗訴● (令和15年12月4日)</li> </ul>	· 高脂血症 · 高尿酸血症 · 喫煙		・ おおい では、 これでは、 こ	・被災者は、営業社員の通常の所定業務と比較して、業務として、過大な精神的ストレスを負っており、かつ、過重なカレンダー配布を行ったことが認められる。 ・被災者の入院当初の9月2日の血液検査では通常の値を示していた総コレステロール値、中性脂肪値、尿酸値が、12月26日には全て基準値を起き、高原酸血症の状態であったことや、喫煙をすることを除けば、被災者には、自然的経過により心筋梗塞を発症させるような特段の心疾患の病歴等を有していなかったこと、被災者は、過重な精神的ストレス下で、本件カレンダー配布業務という過重な業務に従事した後、その約6時間後に死亡したこと、他に被災者に心筋梗塞を含む心疾患を発症させる有力な原因があったとは認められないことからすれば、本件カレンダー配布業務が有力な原因となって心筋梗塞が発症したと認めることが自然であり、カレンダー配布業務と被災者の死亡との間に相当因果関係があると認められる。		0			精神的緊張身体的負荷

番号	原告(被災者)等	基礎疾患等(※)	労働時間等(※)	労働時間以外の負荷要因(※)	裁判所の判断(要約) 	異常な 出来事	短期	長期	労働時間	労働時間以 外
B4	・死亡時49歳 男性 ・疾病 心筋梗塞 (平成3年1月6日発症) ・職種 車運転手(タクシー) ・経過 山地裁 国勝訴〇 (平成15年8月6日) 広島のでは、 広中のでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	・喫煙習慣・高脂尿・糖心症・狭心症	・死亡前の13業務(1か月の平均勤務日)	・ ア東準もの超を・ 深・ 厳るシ温 が の 1 の 1 の 1 日間間を 1 の 2 の 3 で 日間間を 2 が で 1 の 3 で 日間間を 2 が で 1 の 3 で 1 時間で 1 の 1 時間で 2 の 3 で 1 時間で 1 の 1 時間で 1 の 2 の 3 で 1 時間で 1 の 2 の 3 で 1 時間で 1 の 3 で 1 で 1 で 1 で 2 の 3 で 1 で 1 で 1 で 2 の 3 で 1 で 1 で 2 の 3 で 1 で 1 で 2 の 3 で 1 で 1 で 2 の 3 で 1 で 1 で 2 の 3 で 1 で 2 の 3 で 1 で 2 の 3 で 1 で 2 の 3 で 1 で 2 の 3 で 2 で 2 が 2 で 2 が 3 で 2 が 3 で 2 で 2 が 3	なり得るものというべきである。 そこで、「改善基準」に照らして考察すると、被災者は、平成2年12月には及ばないものの、平成2年5月から11月までの間も、相当長時間の業務に従事したこと、死亡前の13業務(1か月の平均勤務日)では、被災者の拘束時間は11日間も「改善基準」の21時間を超え、合計でも約284時間と「改善基準」の262時間を20時間以上を超える拘束時間がある中で業務を行って計ると、被災者の勤務は、隔日勤務でそもそも所定時間が19時間という長時にであり、しかも、夜間や深夜に及ぶ上、交通事故を起こさないようにする等常に、より、しかも、夜間や深夜に及ぶ上、交通事故を起こさないようにする等常は、身体的精神的に両面からして、過重なものであったと認めることができる。・1月6日の早朝という寒さが厳しい中、その原因は不明であるが、被災者が死亡したタクシーのヒーターが切れて車内の温度が低下していった中で、被災者にしたタクシーのヒーターが切れて車内の温度が低下していった中で、被災者が死亡したタクシーのヒーターが切れて車内の温度が低下していった中で、被災者が死亡したタクシーのヒーターが切れて車内の温度が低下していった中で、被災者が死亡を変換を表現している。			0	実労働時間(約19時間)	拘替·深境( 有 有 有 有 。 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
B5	<ul> <li>・死亡時55歳 男性</li> <li>・疾病 急性心筋梗塞 (平成元年7月29日発症)</li> <li>・職種 自動車運転手</li> <li>・経過 東京地裁 国勝訴○ (平成15年 7月 2日)</li> <li>東京高裁 国敗訴● (平成16年12月16日)</li> </ul>	<ul> <li>・労作性狭心症(重症)</li> <li>・陳旧性心筋梗塞</li> <li>・2枝病変患者</li> <li>・高血圧</li> <li>・喫煙</li> <li>(1日10本)</li> <li>・肥満</li> </ul>		・作業環境(寒冷) ・作業環境(寒冷) ・被災者は、約済時間にわたを ・被災者は、治療が ・のは ・ででである。 ・作業者は、 ・でででは ・でででする。 ・作業の ・でででする。 ・作業の ・でででする。 ・でできる。	たという時間的な経緯も考慮するならば、被災者の死因となった新たな急性心筋 梗塞又は心筋虚血に伴う致死性不整脈は、基礎疾患である冠動脈硬化の自然の経 過を超えて発症したものとみるのが相当である。	0				作業環境(温度)
В7	<ul> <li>・死亡時48歳 男性</li> <li>・疾病 致死的不整脈による突然死(平成7年7月17日発症)</li> <li>・職種 荷役作業員</li> <li>・経過 (平成16年11月17日)</li> <li>大阪高裁 国敗訴● (平成18年9月28日)</li> <li>(※)裁判所の事実認定</li> </ul>	·大動脈弁閉鎖不全 ·僧帽弁狭窄症 ·不整脈(心房細動) ·肥満 ·慢性癒着性心膜炎(死	●発症前6か月間 算定期間 時間外労働時間数 月平均時間外労働時間数 発症前1週間 1時間13分 発症前1か月 23時間21分 ※ 発症前6か月間に時間外労働が1か月当たり30時間を超えることになかった。	までいます。 ・ 高以ろ温件湿作けか ・ 従玉にががはた ・ ワす ・ 高以ろ温件湿作けか ・ 従玉にががはた ・ でいまれていは、た上るか ・ 高以ろ温件を上さ う症けがす、あ張 ・ 高以ろ温件を上さ う症けがす、あ張 ・ 高以ろ温件を上さ う症けがす、あ張 ・ 本気降、度発度業内っ 精被事掛はる不相と 身玉イる ・ 高以ろ温件を上さ う症けがす、あ張 ・ 本気降、皮発度業内っ 精被事掛はる不相と 身玉イる ・ 高以ろ温件を上さ う症けがす、あ張 重た。 ・ 電場の本、るし ・ でなどな場業っ る要 最日 の本、るし でなどな場業っ る要	・被災者の発症当時の作業は、精神的にも肉体的にも相当の負担を伴うものであるところ、直前の1週間の業務内容は、ほとんど残業がなく、半日勤務も2日間、通常週1日しかない休業が2日間あるなど、たまたま比較的軽い業務内容になっていたものであり、その比較的軽い業務内容等に被災者の身体が順応していたものと推測されるのであるが、被災者は、本件発症当日、2日間の休業明けの出勤であり、通常どおり出勤して通常どおりの作業をし、その後に久しぶりの残業をしたことで、前の週の業務に比較すると、相当厳しい業務となったものというべきであるから、被災者の本件発症当時の業務の負担は相当高かったとみるのが相当である。		0			作業環境 (温的 (基本) (基本) (基本) (基本) (基本)

番号	原告(被災者)等	基礎疾患等(※)	労働時間等(※)	労働時間以外の負荷要因(※)	裁判所の判断(要約)	異常な 出来事	短期	長期	労働時間 労働時間以 外
B9	<ul> <li>死亡時54歳 男性</li> <li>疾病 急性心筋梗塞</li> <li>(平成11年9月16日発症)</li> <li>・職種 製造担当(課長)</li> <li>・経過東京地裁 国敗訴● (平成18年7月10日)</li> <li>東京市成19年9月20日)</li> </ul>	・高血圧症(中等症) ・高大量 (中等症) ・高上値 1 1 2 mmH ・高最大小値 1 1 2 mmH ・高最大小値 1 1 2 mmH ・高大量 (中等症) ・では、動脈の動脈の動脈の動脈の動脈の動脈のからながれた。 ・ちびれを脳が神をでう及ぞれの変に、 ・でもながれた。 ・でははは膜しいでははは膜しいでは、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・	※ 異常な出来事と評価しており、労働時間の認定なし。 (異常な出来事) 被災者は、1週間から10日位前に連絡があったこれまでの査察の例と異なり、査察の当日午前8時45分頃に消防署から本件工場に対し査察が実施されることを知らされ、開始時刻である午前11時までの対し査察が実施を見け入れるための体制を整えなければならなかったこと、被災者は本件工場における危険物保安監督者として責任を負う立場にあり、前回の査察の際に違反事項として指摘された点についての改善措置をとっていなかったことがら、大いに動揺し強い衝撃を受けたことが認められる。 被災者としては、上記改善措置を取っていないこと、更に、危険物倉庫内には指定数量以上の危険物が保管されていたことが、査察により消防の知るところとなり、その結果本件会社が罰則や行政指導の不利法で受け、あるいは繰り返し消防署から違反事項の指摘を受けるような防火・安全についての意識の低い会社と見られるのではないかと恐れ、強く動揺したもので、それは、被災者の立場にある者であるならば誰もが強い動揺を受ける異常な出来事と評価することができ、大きな精神的負荷を与えるものであったと認めるのが相当である。本件作業は、精神的負荷を方えるものであったと認めるのが相当である。本件作業は、精神的負庫内から移動することを繰り返し、約30分間の作業時間内に運び出して、パレット2枚の上にそれぞれ3段の高さに積み上げたものである。	・精神的負荷 ・身体的負荷 (左欄参照) -	・被災者は発症当日に軽症ないし中等症の高血圧症及び左右冠状動脈の動脈硬化という基礎疾患を有するとともに、喫煙習慣があったことが認められるものの、このような基礎疾患を割難であり、過しろ、被災者のブラークは、日常生活におる些細な出来事等がトリガーとなっていが働けば破綻する程度には不安定ではないが、より強度のトリガーが働けば破綻する程度には不安定な状態であったところ、発症当日の消防署の査察による精神的負荷の下において行政をであったところ、発症当日の消防署の査察による精神的負荷の下において行知症を引き起こし得る業務であったとによる冠状動脈内におよいで強弱性の向自然的経過を超えて心筋梗塞を発症させたものとみるのが相当である。・被災者は、本件当日、直ちによの筋梗塞を発症するような状態にはなく、消防をから本件査察の連絡を受けて、本件作業に従事しなければ相当期間にわたり生みることができたのに、本件作業に従事したことは現れてある。・被災者は、本件当日、直ちに本の特権業にはより既存の基礎疾患を急激に増悪させ、その結果、心筋梗塞を発症したものと認めるのが相当である。・本件においては業務起因性があるというべきである。				精神的緊張身体的負荷
B17	<ul> <li>・発症時52歳 男性</li> <li>・疾病 左脳内出血 (平成13年1月13日発症)</li> <li>・職種 コンクリート型枠工</li> <li>・経過 岡山地裁 国勝訴○ (平成21年11月26日)</li> <li>広島高裁岡山支部 国敗訴● (平成22年11月11日)</li> </ul>	・脳内出血(左視床出 の) の形成12年7月21日発症) ・高150年	●発症前6か月間 算定期間 時間外労働時間数 月平均時間外労働時間数 発症前1か月 42時間45分 発症前2か月 75時間00分 58時間52分 発症前3か月 79時間05分 65時間36分 発症前4か月 80時間15分 69時間16分	て労でい建気よる考す行暑場の・りいるでは、とのなとや進、たものは、とのに影がは、対策を長労のいとのに、対して、対策を表が、対策を表が、対策を表が、がは、対して、がは、対域のない。のに、対して、がは、対域のない。のに、対し、対域の、大き、と、は、と、は、、とのなど、は、と、が、対域が、対域が、対域が、対域が、対域が、対域が、対域が、対域が、対域が、対	・被災者は、平成12年10月30日(※発症2.5か月前)に、労災事故により、左下腿部に、挫滅創を有する相当重い傷害を負った。しかし、業務が繁忙で受傷直後に診療を受けることができず、ようやく3日目に受診したが、医師から入院を検討されるほどの状態であったにも関わらず、休暇を取ることが出来ず、就労を続けながら加療を行い内体態であったにも関わらず、休暇を取ることが出来ず、就労を続けながら加療を行い内体・精神的負荷があったものと認めるべき。・被災者は、平成12年に高血圧性脳内出血(前回疾病)に罹患し、その症状がおおおおおったとはいえ、高血圧は基で疾患負荷への耐性がより、脳内出血の間外の治療がよくすることが望まれた。しかし、前回疾病がよの時間があられるの半年間と比較してもがし、前回たおり、休暇をとったと過をみられる。れて対する配慮は職場において全く窺えないものであり、とみられる。では、とがする配慮は職場において全く窺えないたものとみられる。・したがって、被災者は、その業務上、長期間にわたる長時間の過事により疲労を蓄積し、脳内出血を惹起する危険性が著しく高まっていた上に、本件発症の当日の意味、現場において寒冷な外気の下で作業を行ったという業務による急性の負荷を引き金			0	69時間16分 (4か月平 均) 作業環境 2か月前~4 か月前 80時間

# 短期間の過重業務に関する裁判例(第3回検討会資料6から抜粋)

番号	原告(被災者)等	基礎疾患等(※)	労働時間等(※) 	労働時間以外の負荷要因(※)	裁判所の判断(要約)	異常な 出来事	短期	長期	労働時間 労働時間以 外
A6	<ul> <li>発症時36歳 男性</li> <li>疾病 脳出血(平成10年7月21日発症)</li> <li>職種 銀</li> <li>経過 国敗訴● (平成22年 1月12日)</li> <li>大阪高裁 (平成23年 1月25日)</li> </ul>	・	●発症前6か月間 算定期間 発症前1か月 発症前2か月 75時間58分 75時間50分 76時間54分 発症前3か月 40時間21分 64時間43分 発症前4か月 69時間21分 65時間52分 発症前5か月 84時間25分 69時間35分 発症前6か月 93時間05分 73時間30分	の間に、初めて支店長代理に就 任したが、以前の格処分を店 し、10年6月に降格処分を店 で で 行係長に就任した。 で で 行係長に が の 業務 で 行 の 業務 で 行 の 業 務 っ て で で の 業 の れ の れ る れ る れ る れ る れ る れ る れ る れ る れ	・発症前1週間の総労働時間数は50時間3分、時間外労働時間数は10時間3分、発症前3日間は休日であるから、短期間の過重業務に就労したということはできない。 ・発症6か月前の期間については、発症前3か月目を除き、5か月にわたって1か月当たり45時間を大幅に上回る時間外労働があり(6か月の平均で73時間30分)、特に、発症前6か月目では93時間5分にも及ぶ時間外労働があったことができる。から、業務と発症との一定程度の関連性があったということができる。から、業務と発症との一定程度の関連性があったというで、かつ、発症前2か月ないから、大記関連性が強いものであるが80時間を対けがいのであるから、上記関連性が強いものであったとはなかった。本件疾病発症前の約2か月前以降は降格処分等によいのであるから、上記関連性が強いものであったとはではいたがよいのであるから、上記関連性が強いものであったとはではいたがよりによれて、中央疾病発症があられたも就労していたとはできるものの、労働時間の点では期間の養大のリスクファクターでかたということはできるものの、労働時間の最大のリスクファクターでかにということはできるよのが合年以降、脳内出血の最大のリスクファクターであ、増減の休日においては睡眠を十分に対して、脳内出血の最大のリスクファクを制度習慣といったその他のリスクファクターももあり、大きの大きの大きの大きの大きの大きの大きの大きの大きの大きの大きの大きの大きの大		0	0	77時間 58分 (1か月平 均) 73時間 30分 (6か月平 均)
B1	<ul> <li>死亡時48歳 男性</li> <li>疾病 急性心筋梗塞</li> <li>(平成2年5月19日発症)</li> <li>職糧品開発企画業務</li> <li>経通、地裁3日の</li> <li>経東で成13年8月23日)</li> <li>東京成14年3月26日)</li> </ul>	・高血圧・高脂血症・関煙習慣		・出張の多い業務 の9日間、 一大の多の9日間、 一大の第二十分で 一個では 一個では 一個では 一個では 一個では 一個では 一個では 一個で	・出張業務は、列車、航空機等による長時間の移動や待ち時間を余儀なくされ、 それ自体苦痛を伴うものである上に、日常生活を不規則なものにし、疲労を蓄積 させるものというべきであることから、移動中等の労働密度が高くないことを理 由に業務の過重性を否定することは相当ではなく、このような13日間連続の国 内外の出張を含んだ一連の業務が極めて過重な精神的、身体的負荷を被災者に及 ぼし、その疲労を蓄積させたことは容易に推認されるところである。 ・このような一連の業務内容の過重性と、同業務と被災者の急性心筋梗塞発症と		0		出張

番号	原告(被災者)等	基礎疾患等(※)	労働時間等(※)	)	労働時間以外の負荷要因(※)	裁判所の判断(要約)	異常な 出来事	短期	長期	労働時間	労働時間以 外
В3	<ul> <li>・死亡時42歳 男性</li> <li>・疾病 心筋梗塞(昭和61年12月31日発症)</li> <li>・職種 生命保険契約の募集業務</li> <li>・経過 国敗訴● (平成14年9月4日)</li> <li>広島高裁岡山支部 国敗訴● (令和15年12月4日)</li> </ul>	· 高脂血症 · 高尿酸血症 • 喫煙			・ なずわ対と負通のる ・ レに重る ・ なずわれ尽い者ス大が 本体えらい か に重る の肉超め か でいまで の肉超め な務範と がは囲と の肉超め な務節であれる業た 負を配業で かったが 本体えらい者ス大が 本体えらい か 行にの 、もき カ 過	・被災者は、営業社員の通常の所定業務と比較して、業務として、過大な精神的ストレスを負っており、かつ、過重なカレンダー配布を行ったことが認められる。 ・被災者の入院当初の9月2日の血液検査では通常の値を示していた総コレスラロール値、中性脂肪値、尿酸値が、12月26日には全て基準値を超え、高脂血症、高尿酸血症の状態であったことや、喫煙をすることを除まの病歴等を有してしなかったこと、被災者は、過重な精神的ストレス下で、本件カレンダー配布業別という過重な業務に従事した後、その約6時間後に死亡したこと、他に被災者に心筋梗塞を含む心疾患を発症させる有力な原因があったとは認められないことが的梗塞を含む心疾患を発症させる有力な原因があったとは認められないことが可能、本件カレンダー配布業務が有力な原因となって心筋梗塞が発症したと認めることが自然であり、カレンダー配布業務と被災者の死亡との間に相当因見関係があると認められる。		0			精神的緊張身体的負荷
В6	<ul> <li>死亡時54歳 男性</li> <li>疾病 心筋梗塞</li> <li>(平成2年3月16日発症)</li> <li>職種</li> <li>機包作業員</li> <li>経過</li> <li>経過</li> <li>(平成14年10月24日)</li> <li>大阪高裁 国財脈●</li> <li>(平成18年 4月28日)</li> </ul>	• 不安定狭心症	●発症前8か月間 第定前1か月 発症前2か月 発症前3か月 発症前3か月 発症前4か月 発症前5か月 発症前6か月 発症前6か月 発症前7か月 発症前7か月 発症前8か月 47時間30分	目平均時間外労働時間数	・	・被災者の死亡 1 か月前及び 2 か月前の時間外労働時間をみると、それぞれ、56.5時間及び57時間となっており、被災者は死亡直前の時期において恒常的に長時間労働に従事しており、车末、死亡6か月前から死亡するまでの間も、年末年始の時期を除けば、恒常的に長時間労働に従事していた・夜勤の生体への影響を合わせ考えると、被災者は長年深夜交替勤務を含む本作業務に従事するにことにより平成2 年 1 月当時には専門検討会報告書にいうとろの「疲労の蓄積」財態統したことによる負あ。たものとみられ、このような、本件等務を長期間継続したことによる負あ。・本件の場合、被災者の手齢との対比でみた場合の本件業務の作業強度は軽作りの範疇に属するようなものではなく、しかも、被災者は、1 日12時間拘束という長時間労働に服しのがれたとしかも、被災者は、1 日12時間拘束とのずれが大きい労働への従事を求められていたと、事を求められていたとにより、を持つとにより、を持つとにより、本件業務には事したことによって更に負荷の暴露を受けざるを得なかったとにより、教態に従事したこととにより、教問にわたって本件業務に従事したって本件業務には事したって表により、教態に対労働密度を含めたところの、為別に著しく増悪し急性心筋梗塞の発症を早めるのに大きく寄与したと推認するのが相当である。		0	0	56時間 30分 (1か月)	交替・深夜身体的負荷

番号	原告(被災者)等	基礎疾患等(※)	労働時間等(※)	労働時間以外の負荷要因(※)	裁判所の判断(要約)	異常な 出来事	短期	長期	労働時間	労働時間以 外
В7	<ul> <li>・死亡時48歳 男性</li> <li>・疾病 致死的不整脈による突然死(平成7年7月17日発症)</li> <li>・職種 荷役作業員</li> <li>・経過 国勝訴○(平成16年11月17日)</li> <li>大阪高裁 国敗訴●(平成18年9月28日)</li> </ul>	·大動脈弁閉鎖不全 ·僧帽弁狭窄症 ·不整脈(心房細動) ·肥満 ·慢性癒着性心膜炎(列	●発症前6か月間 算定期間 時間外労働時間数 月平均時間外労働時間数 発症前1週間 1時間13分 発症前1か月 23時間21分 ※ 発症前6か月間に時間外労働が1か月当たり30時間を超えることはなかった。	かったものと推測される。 ・精神的緊張を伴う業務 被災者が太佐発症当日にはしばして	・被災者の発症当時の作業は、精神的にも肉体的にも相当の負担を伴うものであるところ、 直前の1週間の業務内容は、ほとんど残業がなく、半日勤務も2日間、通常週1日しかない休業が2日間あるなど、たまたま比較的軽い業務内容になっていたものであり、その比較的軽い業務内容等に被災者の身体が順応していたものと推測されるのであるが、被災者は、本件発症当日、2日間の休業明けの出勤であり、通常どおり出勤して通常どおりの作業をし、その後に久しぶりの残業をしたことで、前の週の業務に比較すると、相当厳しい業務となったものというべきであるから、被災者の本件発症当時の業務の負担は相当高かったとみるのが相当である。		0			作業環境 (温度) 精神的負荷
B13	<ul> <li>・発症時47歳 男性</li> <li>・疾病 脳梗塞</li> <li>(平成6年4月29日発症)</li> <li>・職種 事務職員(課長)</li> <li>・経過 国勝訴○ (平成20年5月19日)</li> <li>東京高裁 国敗訴● (平成20年11月12日)</li> </ul>	<ul> <li>・ 徐 本</li> <li>・ 徐 本</li> <li>・ 수</li> <li>・ 中 d</li> <li>・ 中 d</li> <li>・ 中 e</li> <li>・ 中 e</li> <li>・ ()</li> <li></li></ul>	発症前 2 か月 5 7 時間 3 0 分 発症前 2 か月 5 7 時間 3 0 分 発症前 3 か月 4 1 時間 3 0 分 発症前 4 か月 5 4 時間 3 0 分 発症前 5 か月 3 8 時間 0 0 分 発症前 6 か月 3 6 時間 3 0 分	に、かつ、数回は2時間を超え	・被災者の時間外労働時間は、認定基準に満たないとしても、相当長時間のものであると評価することができる。 ・被災者は、既に持続性心房細動の状態にあったものであるところ、この <u>持続性心房細動は自然経過で発生したものではなく、本件会社の業務上の負荷、特に上司により頻繁に繰り返される執拗かつ異常な叱責によるストレスに加えて、4月18日~19日の徹夜作業に伴うストレスを誘因として発生したものであり、これに伴うフィブリン血栓が本件疾病を発症させたものと認めるのが相当でああるが、被災者は、喫煙を断っていたところ、上司からの叱責によるストレスから再び喫煙をするようになり、また、同様の理由で酒量が増加したものであるから、本件疾病の発生に飲酒、喫煙が何らかの影響を与えていた可能性があるにしても、それを理由に業務起因性を否定するのは相当ではない。</u>		0	0	77時間 30分 (1か月)	交替·深夜精神的緊張

番号	原告(被災者)等	基礎疾患等(※)	労働時間等(※)	労働時間以外の負荷要因(※)	裁判所の判断(要約) 	異常な 出来事	短期	長期	労働時間	労働時間以 外
B19	<ul> <li>発症時46歳 男性</li> <li>疾病 心停止(心室細動)</li> <li>(平成20年3月31日発症)</li> <li>・職種 水質検査技師</li> <li>・経過問地裁 国勝訴○ (平成26年4月18日)</li> <li>東京高裁 国敗訴● (平成26年8月29日)</li> </ul>	・高コレステロール血症・喫煙	●発症前6か月間 算定期間 発症前1か月 63時間33分 発症前2か月 42時間13分 43時間01分 発症前3か月 23時間17分 43時間01分 発症前4か月 35時間49分 41時間08分 発症前5か月 37時間41分 40時間29分 発症前6か月 55時間49分 43時間00分	室で2人きりで数十分にわたり 一方的に怒鳴られたことに加え て、発症前2か月間は入札が集 中しており上司の決裁が必要と	・被災者の発症前1か月の時間外労働時間は63時間33分であり、この時間のみでは過重な業務に従事していたとまでは言えないが、1か月当務と発症との時間を固定でした。この時間が関連性が強まっていくものと認められ、更に被災者は、被災者は、対していくものと認められ、更に被災者は、被災者は、対していくものと認められ、更に被災者は、被災者は、対していくものと認められ、更に被災者は、被災者は、対しの者のすると同月の勤務は被災の方と同帰り出張を行っており、被災者は発症の5日月の動務は被災の5日前に上で割り、個室で2人きりで数十分にわたり一方的に対しており、をの手続きのためにはその上のであり、が月間ろいた。なり、大きに関いていた女性職免症にたいか月間ろ、に近れが現であり、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは		0	0	63時間 33分か 前)	出張精神的緊張
B22	・疾病 心停止(心臓性突然死) (平成24年5月26日発症) ・職種 営業・商品企画・販売促進	・常査 ・学校。 ・学校。 ・学校。 ・学校。 ・学校。 ・学校。 ・学校。 ・学校。	●発症前6か月間 算定期間 時間外労働時間数 月平均時間外労働時間数 発症前1か月 46時間10分 発症前2か月 71時間56分 59時間03分 発症前3か月 55時間29分 57時間52分 発症前4か月 54時間06分 56時間55分 発症前5か月 47時間33分 55時間03分 発症前6か月 62時間20分 56時間15分	りで戻るという過密なスケジュールのもの (福岡出張は6時43分発・21時54分着の高速バス、鹿児島出張は6時1分発・18時22分着の鉄道) ・精神的緊張を伴う業務 ・精件ク食品のの度とって失い。 事被取引に指えている。 事故ないたはでいる。 では、では、では、では、 では、では、では、 では、 では、 では、 では、	・被災者の発症前6か月間の平均時間外労働時間は56時間に達しており、相当程度の疲労を蓄積させるに足りるものであった。 ・発症9日前に発生したクレームは、被災者が担当する大口の取引先企業からのもので、被災者は通常業務に加えて本件クレームへの対応を余儀なくされており、相当な精神的負荷を伴う業務であったと評価できる。 ・発症の約1週間前から、5月18日の福岡出張、23日の鹿児島出張、25日の福岡出張と県外出張が集中し、早朝に出発して日帰りで戻るという過密なスケジュールのものであり、移動時間も長時間に及ぶものであることから、相当な身体的負荷を伴うものといえる。 ・発症を被災者が有していた基礎疾患が自然経過により悪化した結果として説明することは困難であるといわざるを得ない。むしろ、過重性の評価を総合すると、被災者は、発症前6か月間の労働により相応の疲労の蓄積があったことを背景に、発症直前9日間から発症当日にかけて、通常業務に加えて、本件クレームの対応及び県外出張による強度の精神的、身体的負荷が短期間に集中したことにより、被災者の基礎疾患をその自然の経過を超えて急激に悪化させたことにより、被災者の基礎疾患をその自然の経過を超えて急激に悪化させたことによって発症に至ったと認めるのが相当である。・本件発症は、被災者の従事していた業務の危険性が現実化したものと評価することができる。		0	0	56時間 (6か) 均)	出張精神的緊張

## Ⅲ 過重負荷の判断について

## 1 異常な出来事

具体的な論点	参考事項
A 異常な出来事とはどのようなものかについて、認定基準上明確にする ことが適当ではないか。	
B 現行認定基準において、3つの異常な出来事を示しているが、医学的知見、支給決定事例、裁判例等を踏まえ、修正すべき点はないか。例えば、精神的負荷や身体的負荷を引き起こす出来事について、客観的に判断することを前提に、次のように修正してはどうか。  ○ 極度の緊張、興奮、恐怖、驚がく等の強度の精神的負荷を引き起こす事態 ○ 急激で著しい身体的負荷を強いられる事態 ○ 急激で著しい作業環境の変化	【精神的負荷】 医学的知見:第3回検討会資料5の8No.1、4~7、38、42 裁判例:第3回検討会資料6 B2、B3、B7、B9、B17  【身体的負荷】 医学的知見:第3回検討会資料5の9No.1、3、4、9、11、12 ・「突発的又は予測困難」とはいえない訓練の業務についても、心臓性突然死等による死亡のリスクの有意な上昇がみられる。(上記No.3、4) 裁判例:第3回検討会資料6 B3、B7、B9 ・上記のほか、公務災害の事案であるが、教員がバレーボールの試合に出場したことによる身体的負荷は、心臓疾患をその経過を超えて増悪させる要因となり得たとする最高裁第二小法廷判決(H18.3.3破棄差戻、差戻審において請求認容)あり  【作業環境】 裁判例:第3回検討会資料6 B4、B5、B7、B17  現行認定基準 〇 極度の緊張、興奮、恐怖、驚がく等の強度の精神的負荷を引き起こす突発的又は予測困難な異常な事態 〇 緊急に強度の身体的負荷を強いられる突発的又は予測困難な異常な事態 ○ 急激で著しい作業環境の変化

C 異常な出来事に関する過重負荷の有無の判断(検討の視点等)に ついて、例示や検討の視点を認定基準上明らかにする等により、明 確化、具体化を図ることが適当ではないか。

例えば、次のようにしてはどうか。

異常な出来事と認められるか否かについては、出来事の異常性・突発 |性の程度、予測の困難性、事故や災害の場合にはその大きさ、被害・加 害の程度、緊張、興奮、恐怖、驚がく等の精神的負荷の程度、作業強度 等の身体的負荷の程度、気温の上昇又は低下等の作業環境の変化の 程度等について検討し、これらの出来事による身体的、精神的負荷が著 しいと認められるか否かという観点から、客観的かつ総合的に判断する こと。

動や事故処理に携わった場合、③生命の危険を感じさせるような事故や での除雪作業、身体訓練、走行等を行った場合、⑤著しく暑熱な作業環 |境下で水分補給が阻害される状態や著しく寒冷な作業環境下での作業、 温度差のある場所への頻回な出入りを行った場合等には、業務と発症と の関連性が強いと評価できることを踏まえて判断すること。

### 現行認定基準

異常な出来事と認められるか否かについては、①通常の業務遂行過程においては |遭遇することがまれな事故又は災害等で、その程度が甚大であったか、②気温の上昇 又は低下等の作業環境の変化が急激で著しいものであったか等について検討し、これ らの出来事による身体的、精神的負荷が著しいと認められるか否かという観点から、 |客観的かつ総合的に判断すること。

## |平成13年12月12日付け基補発第31号

具体的には、業務に関連した重大な人身事故や重大事故に直接関与した場合、事故 その際、①業務に関連した重大な人身事故や重大事故に直接関与した「の発生に伴って著しい身体的、精神的負荷のかかる救助活動や事故処理に携わった |場合、②事故の発生に伴って著しい身体的、精神的負荷のかかる救助活|場合等のほか、極めて暑熱な作業環境下で水分補給が著しく阻害される状態や特に │温度差のある場所への頻回な出入り等が考えられるが、これらの出来事の過重性の |対人トラブルを体験した場合、④著しい身体的負荷を伴う消火作業、人力|評価に当たっては、事故の大きさ、被害・加害の程度、恐怖感・異常性の程度、作業環 |境の変化の程度等について検討し、客観的かつ総合的に判断すること。

## Ⅲ 過重負荷の判断について

## 2 短期間の過重業務

	短期間の過重業務 	参考事項
A 最優体 る行密 最慮体 る行密	働時間】 短期間の過重業務における労働時間についての検討の視点や、労働時間 業務)と発症との関連性が強いと判断できる場合について、支給決定事例・ 判例を踏まえ、明確化することが適当ではないか。 列えば、次のようにしてはどうか。 働時間の長さは、業務量の大きさを示す指標であり、また、過重性の評価の が重要な要因であるので、評価期間における労働時間については十分に考 が、発症直前から前日までの間の労働時間数、発症前1週間の労働時間数、 品の確保の状況等の観点から検討し、評価すること。 の際、①発症直前から前日までの間に特に過度の長時間労働が認められ 場合、②発症前おおむね1週間に継続して深夜時間帯に及ぶ時間外労働を など過度の長時間労働が認められる場合等(手待時間が長いなど特に労働 とが低い場合を除く。)には、業務と発症との関係性が強いと評価できること にままて判断すること。	医学的知見:第3回検討会資料5の2(1)No.3、(2)No.3、8、12 裁判例:第3回検討会資料6の1(A6、B6、B13、B19、B22) 現行認定基準 労働時間の長さは、業務量の大きさを示す指標であり、また、過重性の評価の 最も重要な要因であるので、評価期間における労働時間については、十分に考慮すること。 例えば、発症直前から前日までの間に特に過度の長時間労働が認められる か、発症前おおむね1週間以内に継続した長時間労働が認められるか、休日が
B :	働時間以外の負荷要因】 労働時間以外の負荷要因及びその検討の視点については、長期間の過重 務と同様に考えることが適当ではないか。 ただし、作業環境については、短期間の過重業務の判断において重視し、 期間の過重業務においては付加的に考慮することが適切ではないか。	医学的知見:第3回検討会資料5 不規則 3No.2 交替·深夜 5(1)No.12 温度環境 6No.2 精神的緊張 8No.43 身体的負荷 9No.11
C 3	働時間以外の負荷要因】 労働時間以外の負荷要因に関し、業務と発症との関連性が強いと判断でき 場合について、明確化、具体化を図ることはできないか。	<b>裁判例</b> :第3回検討会資料6(A6、B1、B3、B6、B7、B13、B19、B22) 出張 B1、B19、B22 交替·深夜 B6、B13 精神的緊張 A6、B3、B7、B13、B19、B22 身体的負荷 B3、B6、B7